

新居浜市都市計画マスターplan

－新居浜市の都市計画に関する基本的な方針－

＜全体構想案＞

令和2年8月28日

新居浜市

目次

第1章 都市計画マスタープランとは.....	1
1．都市計画マスタープランの目的と役割	1
2．新居浜市都市計画マスタープラン策定の背景.....	2
3．計画の対象範囲と計画期間	3
(1) 対象範囲	3
(2) 計画期間	3
4．計画の全体構成.....	3
第2章 新居浜市の現状と課題.....	4
1．上位・関連計画における本市の方針	4
(1) 第六次新居浜市長期総合計画	4
(2) 第2期新居浜市総合戦略	5
(3) 新居浜市立地適正化計画	6
(4) 新居浜市地域公共交通網形成計画	8
(5) 新居浜市公共施設再編計画	9
(6) 新居浜都市計画区域マスタープラン	10
2．まちの現状.....	11
(1) 新居浜市の自然・歴史的・文化的特性	11
(2) 人口・世帯の動向	12
(3) 産業動向	15
(4) 交通体系	18
(5) 土地利用	21
(6) 都市整備の状況.....	25
(7) 災害	27
3．まちづくりの主要課題.....	29
第3章 全体構想	33
1．都市づくりの将来都市像と基本目標	33
(1) 将来都市像.....	33
(2) 基本目標	34
2．将来人口	36
3．将来都市構造	37
(1) 将來の都市構造の方針	37
(2) 将來都市構造の基本方向	38
4．土地利用方針	43
(1) 適正でコンパクトな土地利用の誘導	43
(2) 地域の実情に応じた適切な土地利用方針	43
5．都市施設等の整備方針	49

(1) 市街地の整備方針	49
(2) 交通関連施設等の整備方針	55
(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針	61
(4) 河川関連施設等の整備方針	65
(5) 供給処理関連施設等の整備方針	66
(6) 都市環境関連施設等の整備方針	69
(7) 都市景観形成等の整備方針	70
(8) 都市防災関連施設等の整備方針	75
(9) 福祉関連施設等の整備方針	79
(10) その他公共施設等の整備方針	80
第4章 地域別構想	83
1. 地域区分の設定	83

第1章 都市計画マスターplanとは

1. 都市計画マスターplanの目的と役割

都市計画マスターplanは、都市計画法によって、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、各市町村で策定することが義務づけられています。

市町村の都市計画は、この都市計画マスターplanに即して実施する必要があり、都市計画を中心とする今後の都市づくりの根拠となる、重要な指針となります。

<都市計画法第18条の2：市町村の都市計画に関する基本的な方針>

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

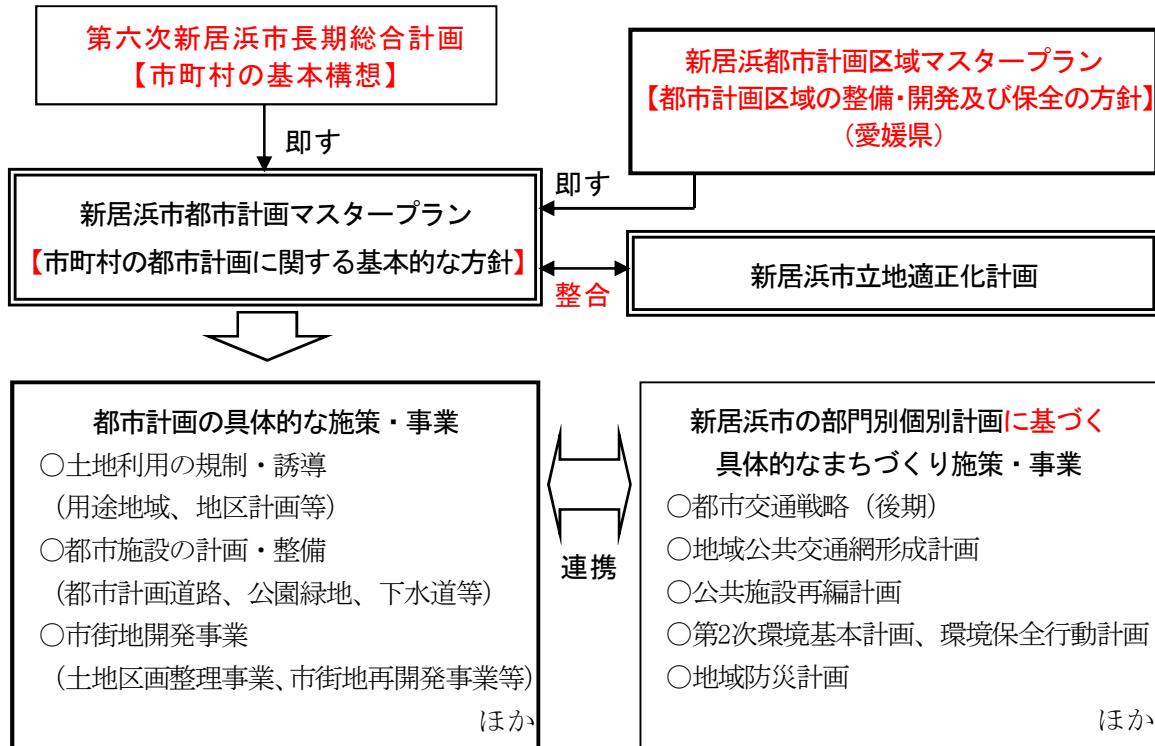
総合計画が市政全般にわたる総合的な指針であるのに対して、都市計画マスターplanは、土地利用や市街地整備、都市施設整備（道路、公園、河川、下水道等）、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすものです。

また、良好なまちづくりを実現していくためには、市民と行政の協働によるまちづくりの実践が不可欠であり、共有すべき将来ビジョン・目標や取組みに関する指針としての役割も果たすものです。

<都市計画マスターplanの役割>

- ①新居浜市全体や各地域の実現すべき将来像を具体的に示す。
- ②土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設の整備事業など、都市計画等に関する方策や事業を決定、変更する際の指針を示す。
- ③各部門の計画が連携した個別のまちづくりを進める際の指針を示す。
- ④市民との協働のまちづくりを進める際の指針を示す。

＜都市計画マスターplanと上位・関連計画との関係＞



2. 新居浜市都市計画マスターplan策定の背景

現在の計画は、平成 13 年 6 月に策定され、市総合計画や社会経済情勢の変化に対応する為、平成 19 年、平成 28 年に一部見直しを行い、まちづくりを進めてきましたが、計画期間が令和 2 年度までであり、次期計画の策定を図るもので

また、平成 31 年 3 月に策定した「新居浜市立地適正化計画」の新たな土地利用の方針、公共施設再編計画、地域公共交通網形成計画等の関連計画や並行策定中である第六次新居浜市長期総合計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応したきめ細やかな将来ビジョンを確立し新たなまちづくりの方向性を推進していくために、都市計画マスターplanを見直すものです。

3. 計画の対象範囲と計画期間

(1) 対象範囲

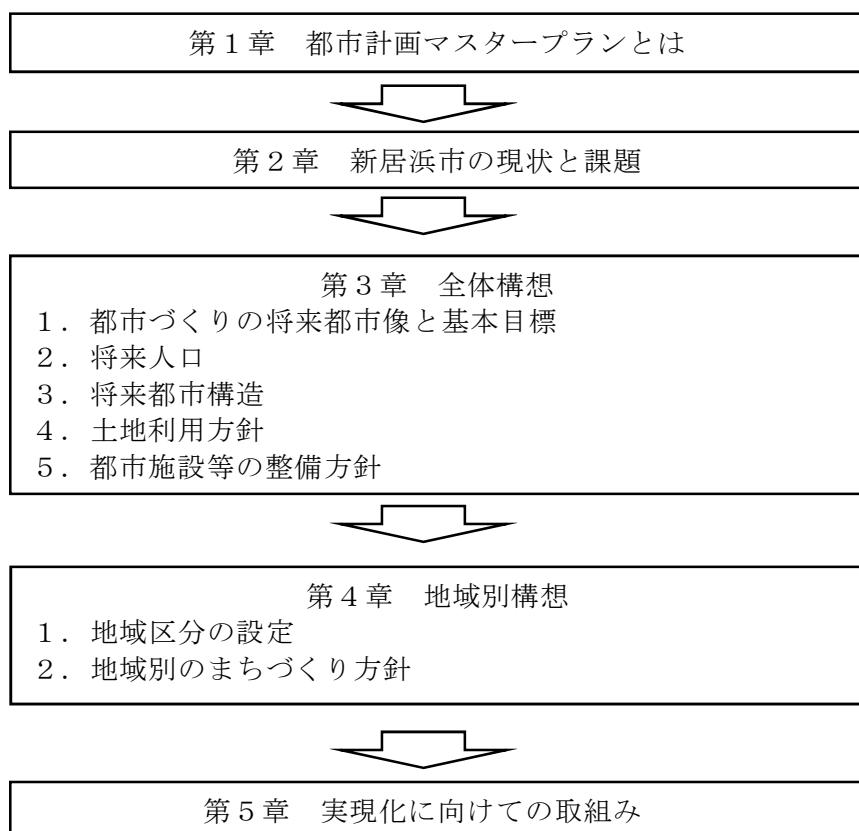
新居浜市において、都市計画を定める都市計画区域の面積は 100.04 km^2 です。

しかしながら、まちづくりのための計画である都市計画マスタープランは、市街地のみならず、市域全体にわたり農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的な都市づくりを進めることが重要であることから、本計画の対象範囲は行政区域全体 (234.46 km^2) とします。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から 22 年度（2021 年度から 2040 年度）までの概ね 20 年間とします。

4. 計画の全体構成



第2章 新居浜市の現状と課題

1. 上位・関連計画における本市の方針

(1) 第六次新居浜市長期総合計画

(令和2年度中に策定予定 ⇒今後変更の可能性あり)

1) 目標年次

基本構想・基本計画：令和12（2030）年度

2) 将来都市像

～豊かな心で幸せつむぐ～

人が輝く あかがねのまち にいはま

3) 目標人口

令和12（2030）年：111,000人

（令和22（2040）年：人口10万人を維持）

令和42（2060）年：人口9万人を維持

4) まちづくりの目標

目標1：未来を創り出す子どもが育つまちづくり

目標2：健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり

目標3：活力と賑わいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり

目標4：安全・安心・快適を実感できるまちづくり

目標5：人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

目標6：人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

5) 重点プロジェクトの体系

「第2期新居浜市総合戦略（令和2年3月改訂）」の4つの基本目標、目標ごとに定める具体的な施策を「重点プロジェクト」として位置付けます。

(2) 第2期新居浜市総合戦略

(令和2年3月改定)

1) 目標年次

令和6年度（2024年度）まで

2) 目指す都市像

住みたい、住み続けたい あかがねのまち

3) 基本目標と重点プロジェクト

「第2期新居浜市総合戦略」の目指す都市像と4つの基本目標と具体的な施策

目指す都市像 ~住みたい、住み続けたい、あかがねのまちを目指して~



基本目標1 新たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

1-1 ものづくり産業の振興

1-2 新産業の創出、創業への支援

1-3 地元産業の振興

1-4 住友各社との連携強化と企業誘致の促進

基本目標2 居住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

2-1 移住・定住の促進

2-2 交流人口の拡大

2-3 関係人口の創出・拡大

基本目標3 浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します

3-1 少子化対策の充実

3-2 子育て支援の充実

3-3 教育環境の整備

3-4 健康寿命の延伸

基本目標4 市域・組織を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

4-1 時代に合ったまちづくりの推進

4-2 健康で豊かな生活が送れるまちづくりの推進

4-3 安全・安心のまちづくりの推進

4-4 協働のまちづくりの推進

4-5 3市(新居浜・西条・四国中央)連携の推進

(3) 新居浜市立地適正化計画

(平成 31 年 4 月策定)

1) 目標年次

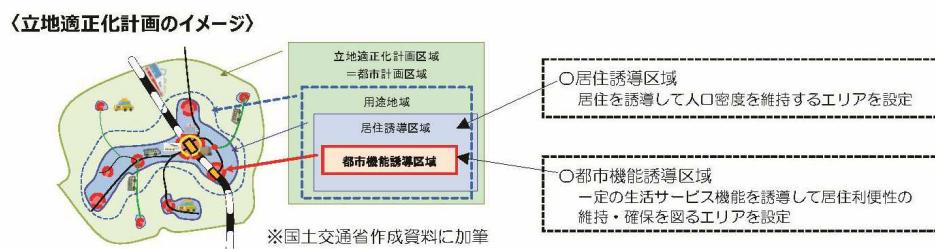
概ね 20 年後の令和 17 年（2035 年）

2) 計画の役割

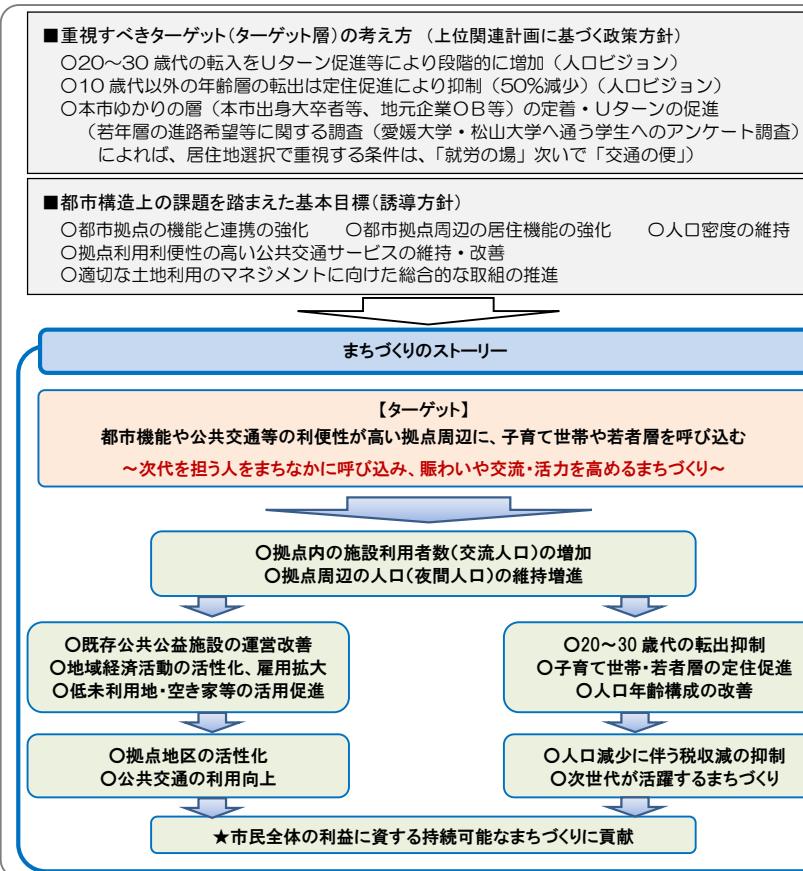
将来的に予想される、急激な人口減少や少子高齢化の進展に加え、インフラ施設の更新など、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっており、今まで身近に利用できた商業・医療等の施設や日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

こうした背景のもと、新居浜市全体としてコンパクトで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正が行われ創設された立地適正化計画を策定したものです。

立地適正化計画は、住宅及び福祉・医療・商業等や居住に関する施設の立地の適正化を図るための計画です。



3) まちづくりのターゲット戦略



4) 主な施策の内容

■都市機能の維持・確保および都市拠点等の賑わい強化に係る施策

○都市拠点（新居浜駅周辺、前田町周辺、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）及び地域拠点（喜光地周辺地区）において、都市機能誘導区域を定め、各拠点で維持増進を図るべき一定の都市機能誘導施設を立地誘導（都市機能誘導区域外での開発・建築等について市長への届出を制度化）

■居住機能の維持・確保に係る施策

○人口集積・成長性、都市拠点等へのアクセスや公共交通利用の利便性など、人口密度の維持が望まれる区域（都市機能誘導区域周辺）において、居住誘導区域を定め、居住誘導区域外でのまとまった住宅開発等について市長への届出を制度化

■上記都市機能・居住機能や、拠点利用を高める公共交通網の強化に係る施策

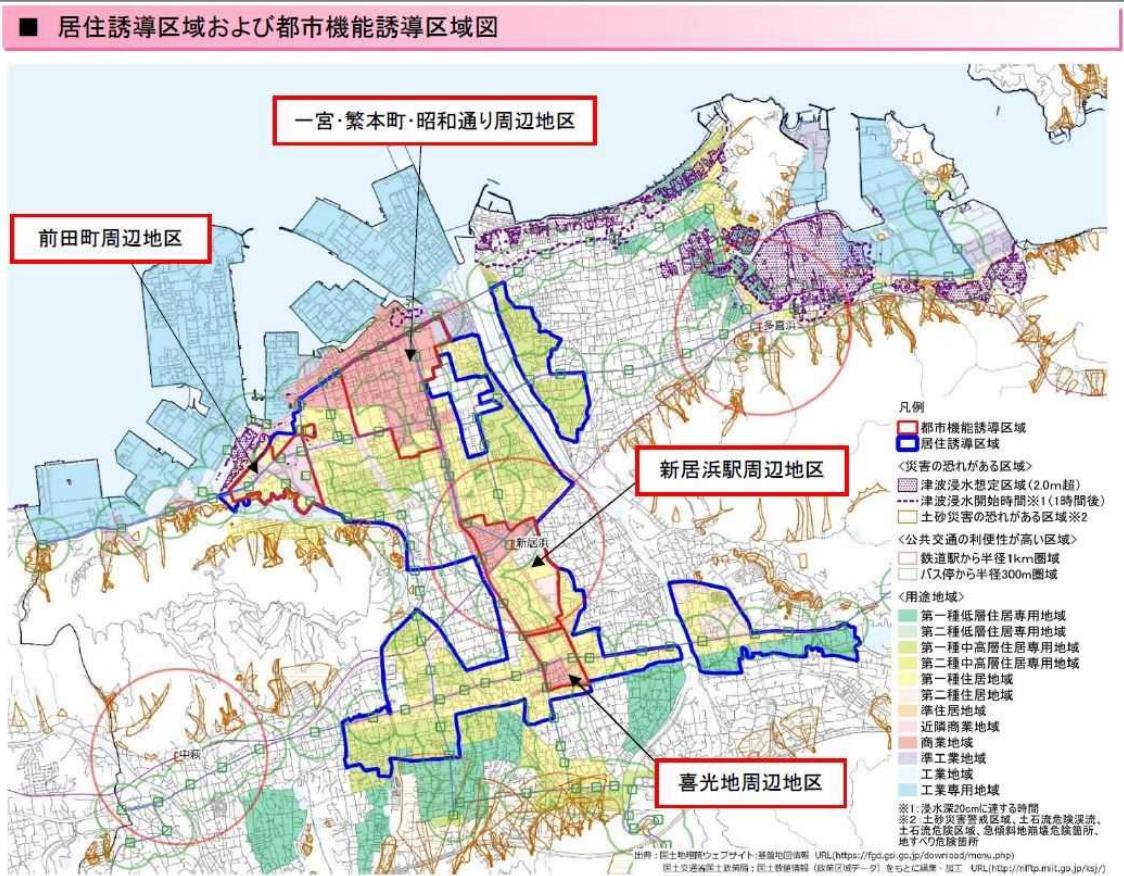
○都市拠点等における都市機能（賑わい機能）の整備

○拠点周辺を歩きたくなる環境の充実

○居住誘導区域内のまちなか居住の誘導

○若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実

○都市拠点を利用しやすいネットワークの充実



(4) 新居浜市地域公共交通網形成計画

(平成 30 年 3 月策定)

1) 目標年次

平成 30 (2018) 年度からの 5 年間

2) 基本理念

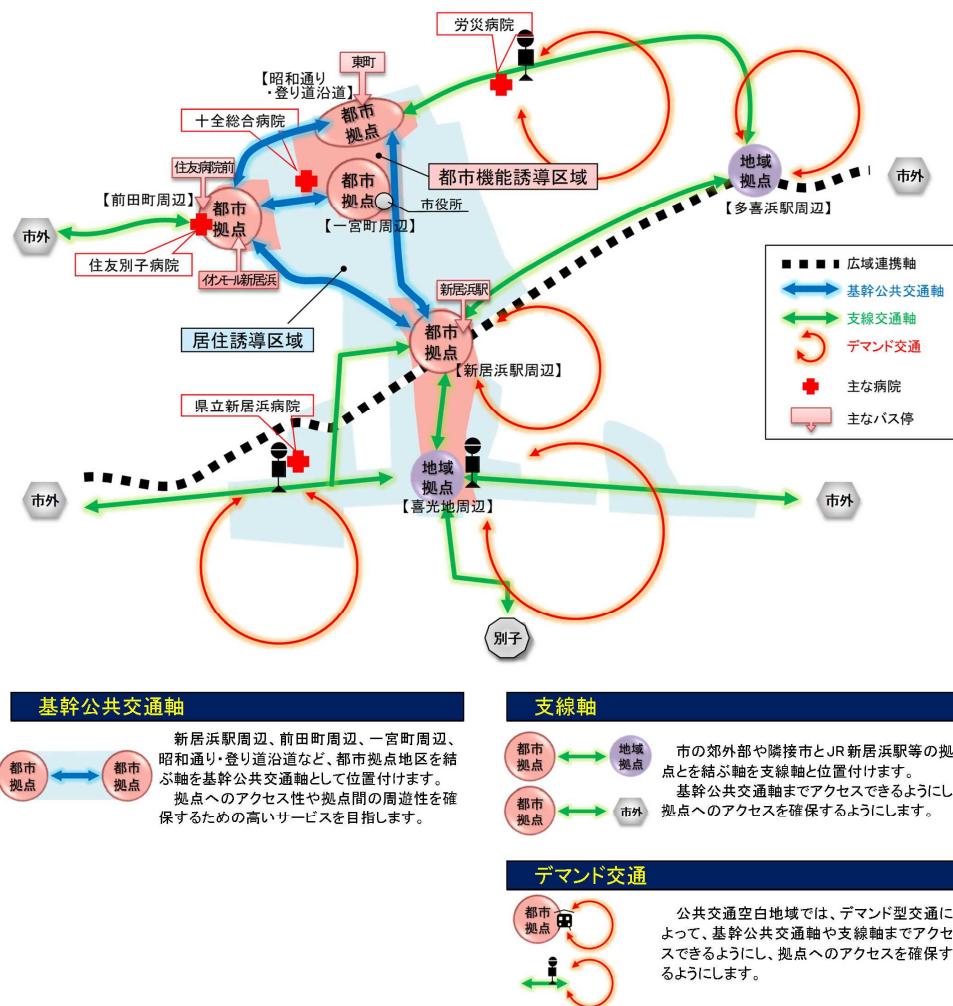
いつまでも暮らしやすいまちを支える、使いやすい持続可能な公共交通網の形成

3) 公共交通網の将来像

市外・県内外との移動を支える広域交通軸に加え、市民生活を支える交通軸として、立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域内の都市拠点を結ぶ『基幹公共交通軸』、市の郊外部や隣接市と JR 新居浜駅等の拠点とを結ぶ『支線軸』、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスする『デマンド交通』の 3 つにより、市内外の移動を支えるネットワークを目指します。

4) 地域公共交通網形成計画の基本方針

- コンパクトなまちづくりを先導する公共交通網の形成
- 便利で使いやすい公共交通網の形成
- 市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の維持



〈本市の地域公共交通網の将来像〉

(5) 新居浜市公共施設再編計画

(平成 30 年 9 月策定)

1) 目標年次

平成 30 年度（2018 年度）から令和 39 年度（2057 年度）までの 40 年間

2) 基本方針

■ 基本方針

- まちづくりと連携した公共施設の適正配置
- 施設保有量の適正化
- 既存施設の長寿命化と有効活用
- 施設の安全性の確保
- 公共サービスの適正化とサービス水準の向上

■ 数値目標

今後 40 年間で 569 億 2,000 万円の削減が必要であり、14 億 3,300 万円/年、将来費用の 30% の削減を数値目標として設定します。

3) 施設類型別の管理に関する基本方針

施設分類	施設区分	類型別に管理に関する方針
生涯学習施設	社会教育施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、複合化、多目的化や規模縮小についても検討します。
	芸術文化施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します。
	スポーツ施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、総合運動公園構想に基づき、複合化、集約化について検討します。
	その他の施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
学校教育施設	義務教育施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、長寿命化計画の策定を踏まえて、児童数・生徒数の見通しや老朽化の状況などにより、規模縮小や統廃合、他施設との複合化についても検討します。
	幼稚園	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
	その他の施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
福祉施設	児童福祉施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、統廃合や規模縮小、他施設との複合化についても検討します。
	高齢者福祉施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	障がい者福祉施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	その他の施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
環境衛生施設	ごみ処理施設	継続利用（現状維持）を基本とします。
	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥の共同処理施設を下水処理場に整備し、現施設については廃止を検討します。
	下水処理施設	継続利用（現状維持）を基本とします。
	斎場等	継続利用（現状維持）を基本とします。
産業振興施設	産業支援施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、施設の利用実態や利用見通しなどにより、民間譲渡について検討します。
	観光施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、観光振興計画に基づき、施設整備を検討します。
	港湾施設	継続利用（現状維持）を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、規模縮小について検討します。
	その他の施設	継続利用（現状維持）を基本とします。
事務所等	中央機関	継続利用（現状維持）を基本としますが、老朽化による市庁舎の機能更新について検討します。
	地域機関	継続利用（現状維持）を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、統廃合についても検討します。また、消防分団詰所については、団員定員数などを再検討する際に、再編についても検討します。
市営住宅	市営住宅	長寿命化計画の見直しを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域への集約化を検討します。

(6) 新居浜都市計画区域マスターplan

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) (平成 28 年 5 月策定) (愛媛県)

1) 目標年次

概ね 20 年後

2) まちづくりの目標

工業により発展した歴史を有する産業文化都市として、都市の利便性と潤いにあふれた生活環境の中で、自然・文化等の地域資源を活かし、高次都市機能の集積を促進することにより、生活を重視した都市の利便性と快適性を享受できる都市(まち)づくりを目指す。

3) まちづくりの方針

- J R 新居浜駅周辺の都市拠点を核とした集約型都市構造を実現するための秩序ある土地利用の形成
- 集約型都市構造を実現するための都市施設整備
- 都市拠点の玄関口としての J R 新居浜駅周辺の市街地整備等良好な環境を形成する市街地開発事業等の検討・整備推進
- 燐灘、国領川、丘陵地等、本区域固有の自然や文化などと調和した創造的なまちづくりの推進
- 災害に強いまちづくりの推進

2. まちの現状

(1) 新居浜市の自然・歴史的・文化的特性

本市は、愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海（燧灘）を隔て広島県に面しています。

市域は、東西 20.52 km、南北 : 21.48 km で、面積 234.46 km² となっており、様々な自然・歴史的・文化的特性を有しています。

■年間を通して温暖な気候

平成 30 年の年間平均気温は 17.1 度で、生活に適した気温となっています。

■銅山開坑より四国屈指の工業都市へ発展

元来新居浜は農漁村でしたが、元禄 4 年（1691）の別子銅山の開坑以来、四国屈指の工業都市へと発展してきました。しかし、その後様々な社会情勢の変化などを経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えています。

■市内には国、県、市指定による多くの文化財

本市の文化財は国、県、市指定による文化財があわせて 92 件、国登録文化財が 9 件あり、古墳や遺跡等の史跡、天然記念物が多くみられます。

■本市の特性を生かした観光・レクリエーション地を形成

市内には自然資源を生かした名勝地、公園（マリーナ、キャンプ場等）、観光農園、温泉や歴史的・文化的資源、近代化産業遺産を生かしたあかがねミュージアム、歴史資料館、歴史記念館、総合科学博物館などがあります。

■四季に応じ、市民に愛され、四国を代表するような行・祭事

春は“春はこども天国”、夏は国領川河川敷で開催される“にいはま納涼花火大会”、秋は“新居浜太鼓祭り”、冬は大島で開催される“とうどおくり”と四季に応じた行・祭事があります。特に秋の太鼓祭りは四国を代表する行事となっています。

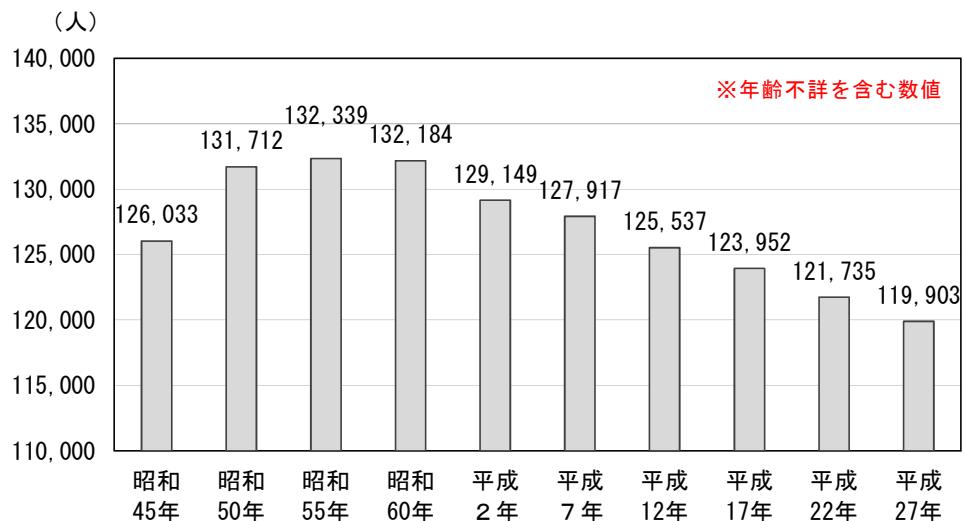
■合併・編入による市域の変遷

本市は昭和 12 年の市制施行から合併・編入を行い、平成 15 年に別子山村を編入して現在の新居浜市域に至りました。

(2) 人口・世帯の動向

1) 人口の減少

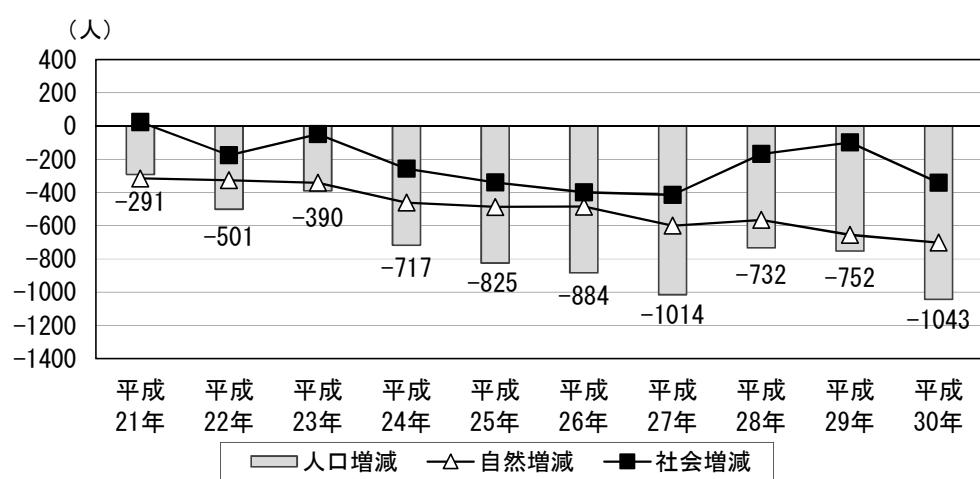
人口（国勢調査）は、昭和 55 年をピークに減少傾向となり、直近の 5 年間（平成 22 年～平成 27 年）では 1.5% 減となっており、平成 27 年現在で 119,903 人となって います。



図表 人口の推移 (資料：国勢調査)

2) 自然減少数が増加する一方、社会減少数が縮小

自然増減（出生、死亡）は、減少数が次第に大きくなっています。社会増減（転入、転出）は減少が続いているが、平成 28 年以降は減少数が若干小さくなっています。このため、人口動態（住民基本台帳）は、平成 24 年以降若干変動があるものの毎年 700 から 1000 人の減少傾向が続いている。

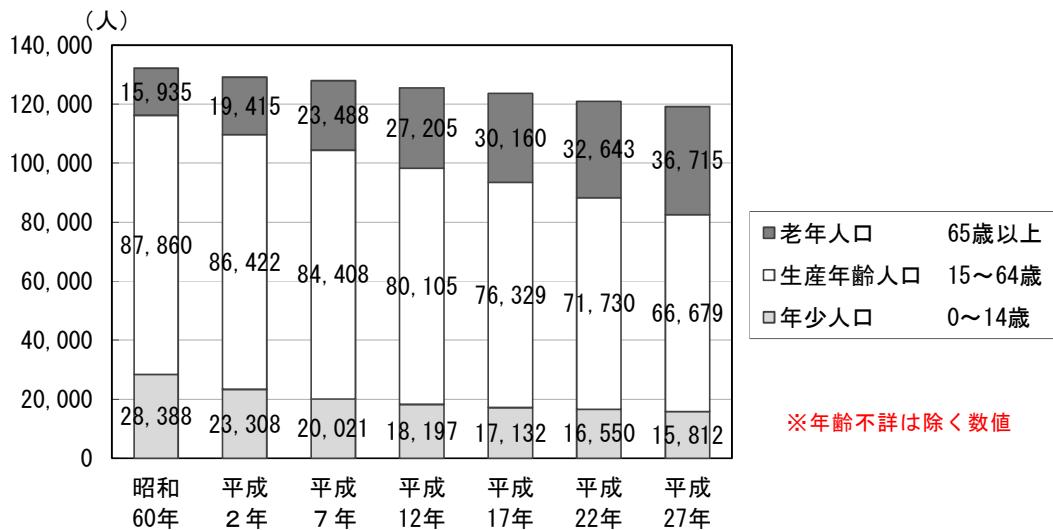


図表 人口動態 (資料：市民課)

3) 年少人口・生産年齢人口の減少、老人人口の増加

3階級別年齢構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）はいずれも減少し、平成27年の構成比は年少人口が13.2%、生産年齢人口が55.6%になっています。これは、出生率の低下などによる年少人口の減少と、転出等による生産年齢層の減少によるものと思われ、特に年少人口の減少は顕著にあらわれています。

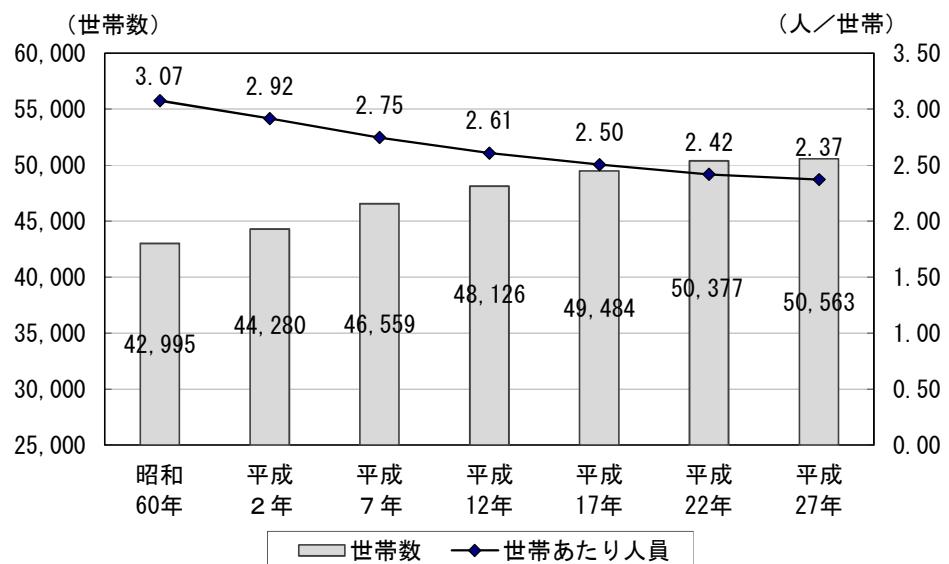
一方、老人人口（65歳以上）の増加は著しく、平成27年の構成比は30.6%となっています。



図表 年齢別人口の推移 (資料: 国勢調査)

4) 核家族化による世帯数の増加

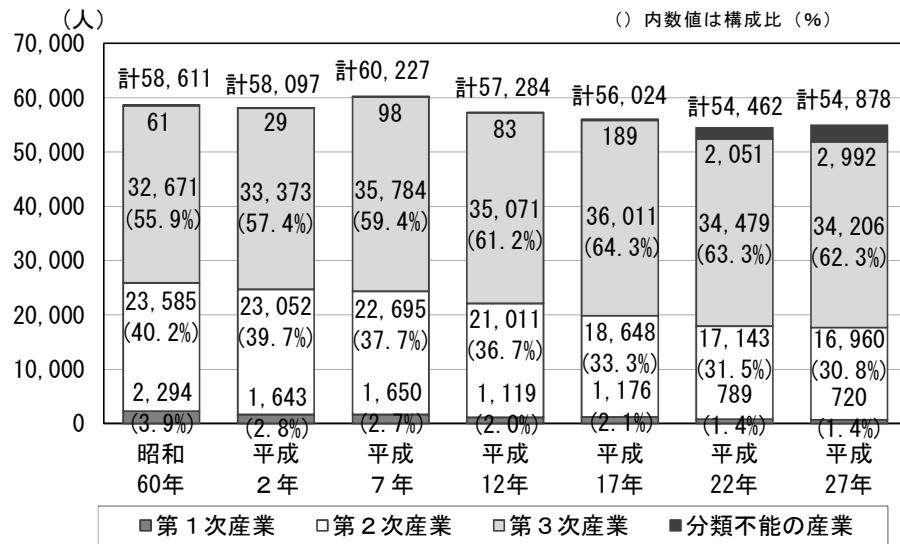
世帯数は、核家族化を反映して増加しており、平成27年には50,563世帯となっています。また、世帯あたりの人員は約2.37人/世帯にまで減少しています。



図表 世帯数及び世帯あたり人員の推移 (資料: 国勢調査)

5) 就業人口における第1次・第2次産業の減少、第3次産業の増加から減少へ

平成27年の本市に常住する就業者数は54,878人で、就業者数の割合は第1次産業が1.4%、第2次産業が30.8%、第3次産業が62.3%となっています。近年の就業者数の推移をみると、**いずれも微減傾向**を示しています。

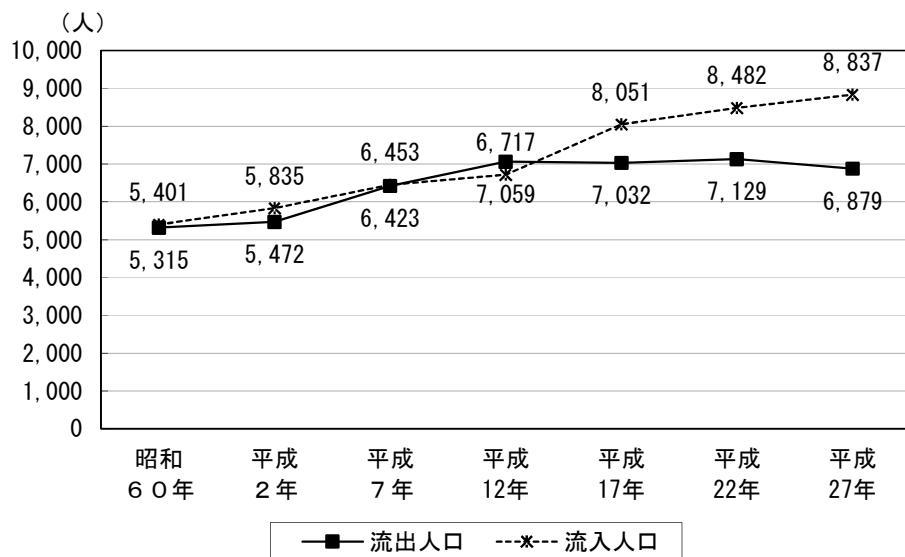


図表 就業人口の推移 (資料：国勢調査)

6) 従業者数の流入超過

従業者数の流出・流入の状況は、平成17年以降、流出（本市から他市町へ）が概ね横ばいの中で流入（他市町から本市へ）が増加しており、平成17年以降流入超過になっています。

平成27年において、流出先及び流入先は共に西条市が最も多く、次いで四国中央市となっています。

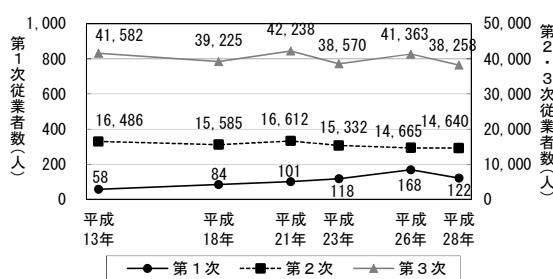
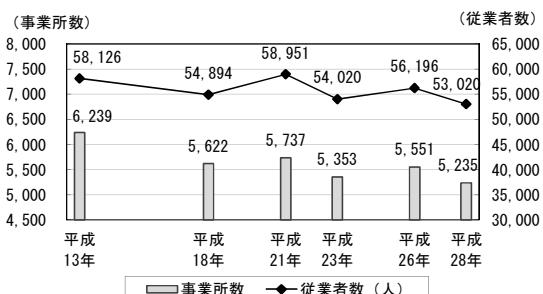


図表 流出・流入別人口 (資料：国勢調査)

(3) 産業動向

1) 事業所数の減少、従業者数の伸び悩み

市内の事業所数、従業者数（全産業、産業別）は、若干の変動はあるものの、事業所数、従業者数ともに近年は概ね減少傾向にあります。



図表 事業所・従業者数の推移

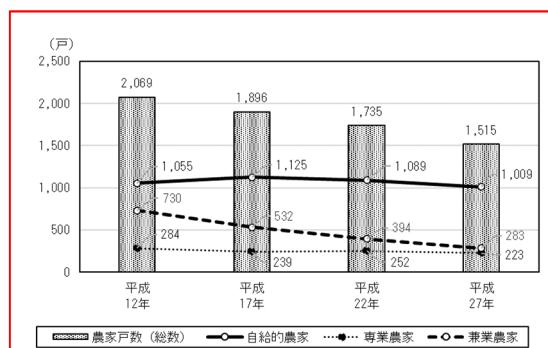
（資料：事業所・企業統計調査等）

2) 農家戸数、販売農家数の減少

農家戸数は減少傾向にあり、特に兼業農家の減少が大きくなっています。

平成27年には専業農家が約15%、兼業農家が約19%となっている一方で、自給的農家が約67%と小規模農家の割合が多くなっています。

図表 第1次・2次・3次別従業者数
（資料：事業所・企業統計調査等）



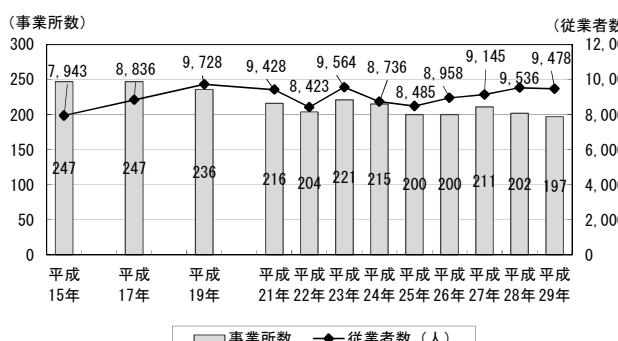
図表 農家戸数と専業・兼業別戸数

（資料：農林業センサス）

※自給的農家とは、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

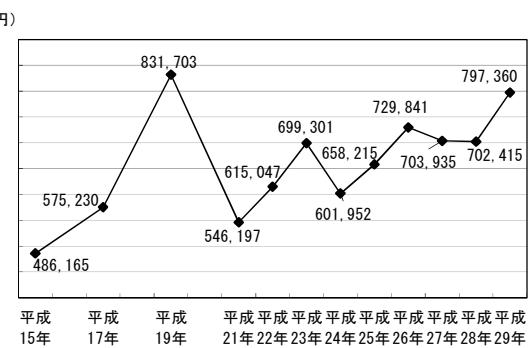
3) 製造業の従業者数、製造品出荷額等の伸び悩み

製造業は、若干の変動はあるものの平成25年以降は、事業所数・従業者数ともに概ね横ばい傾向となっています。また、製造品出荷額等は平成27年に微減に転じましたが平成24年以降は概ね増加傾向となっています。



図表 製造業事業所数・従業者数の推移

（資料：工業統計調査）



図表 製造品出荷額等

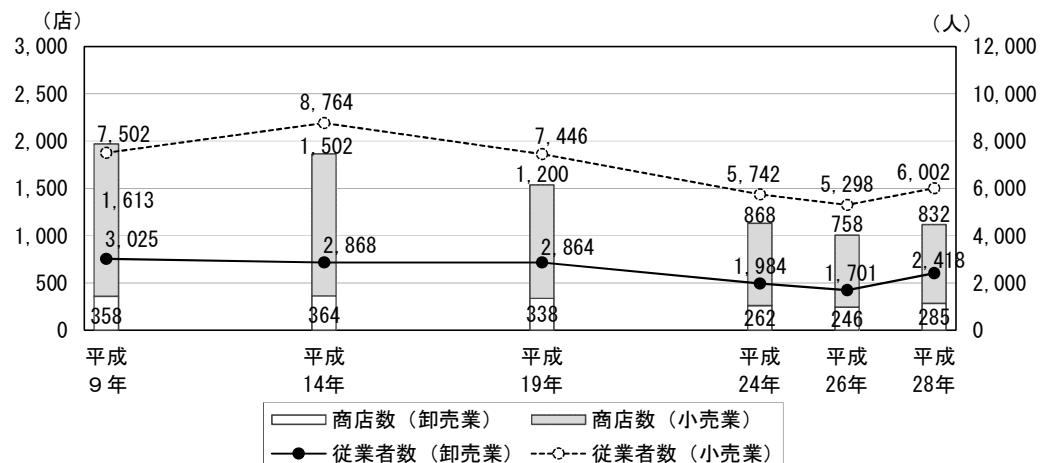
（資料：工業統計調査）

4) 工業用地の必要性

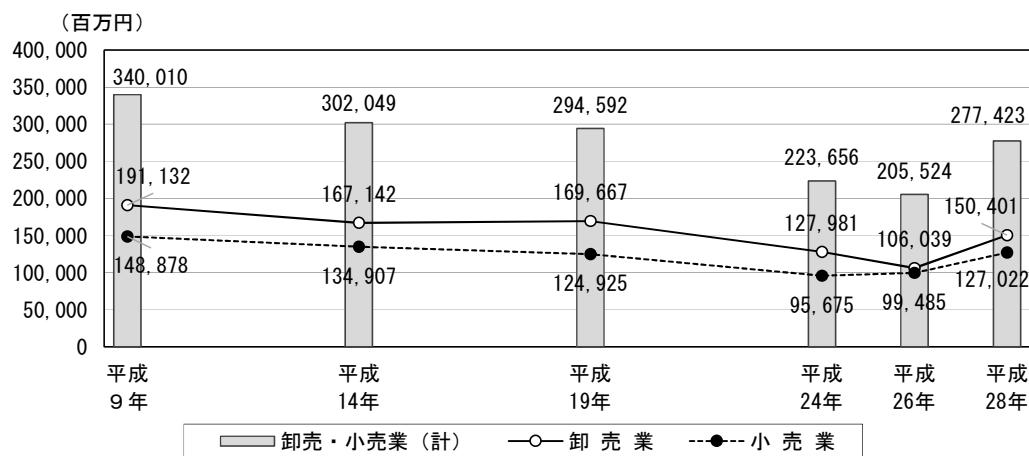
これまで整備した工業用地は平成 31 年度にすべて完売し、企業の事業拡大及び企業誘致による産業の活性化のためには、新たな工業用地の確保が必要となります。

5) 商業活動の鈍化

商業（卸売業、小売業）は、商店数、従業者数、年間販売額とともに、平成 14 年以降概ね減少傾向にあったものの、平成 28 年には増加に転じています。



図表 卸売・小売業の商店数、従業者数 (資料：商業統計調査等)

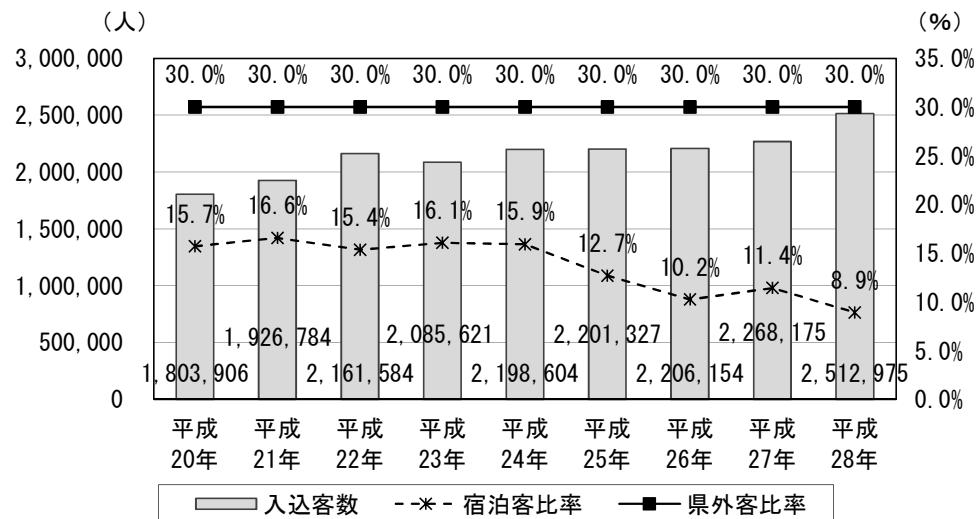


図表 卸売・小売業の年間販売額 (資料：商業統計調査等)

6) 観光客数は年間 2 百万人超で増加傾向

年間観光客数は近年増加傾向にあり、平成 28 年に 250 万人を超えていました。

このうち県外客比率は 30% で横ばい、宿泊客比率は近年微減傾向にあり平成 28 年で 8.9% と、県内客主体、日帰り主体の観光入込状況となっています。

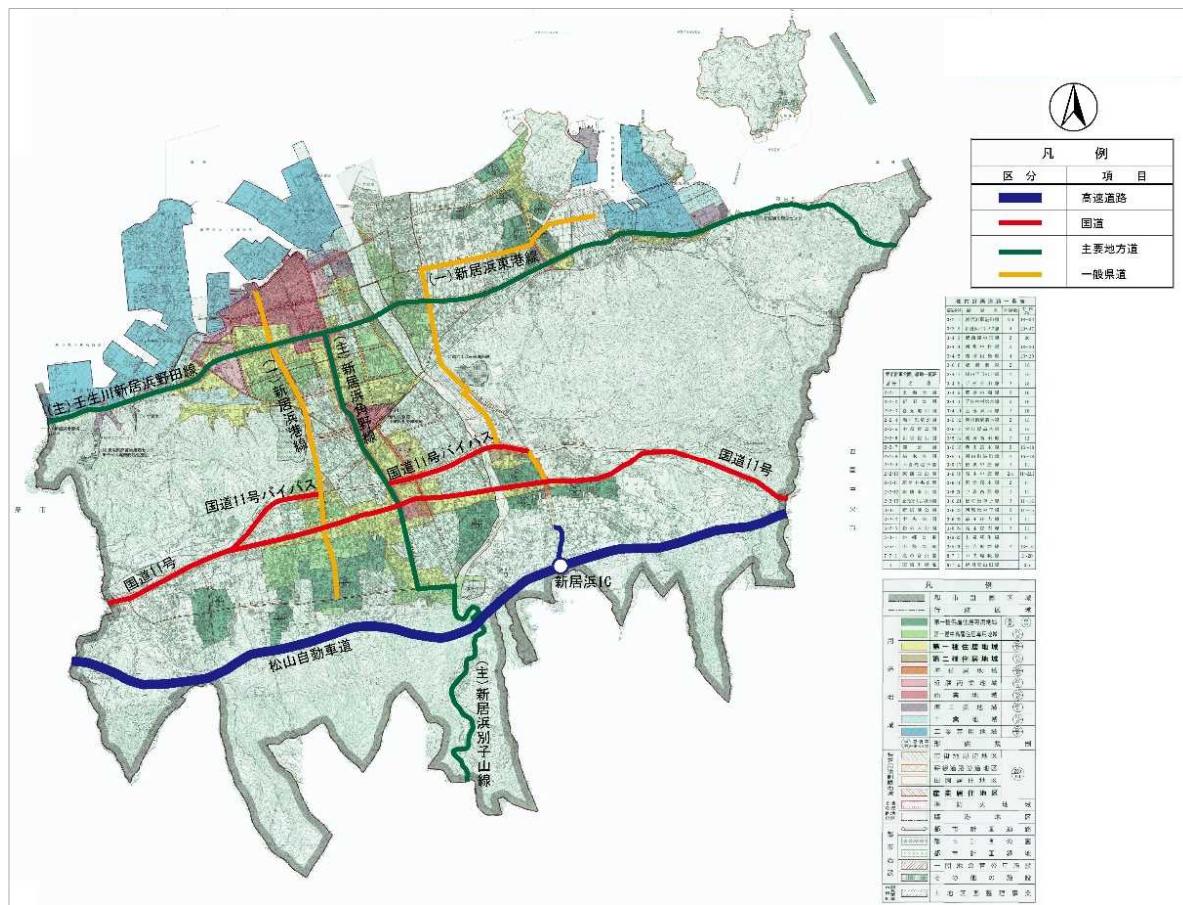


図表 観光入込客数の推移 (資料: 新居浜市観光振興計画 2018-2027)

(4) 交通体系

1) 東西へ伸びる基幹道路と、南北へ縦断しそれらを補完する県道等

新居浜市を東西に横断する松山自動車道、国道 11 号、(主)壬生川新居浜野田線、これらを接続するように南北に縦断する(主)新居浜角野線、(主)新居浜別子山線が基幹道路となっています。これらを補完するように(一)新居浜港線、(一)新居浜東港線などが通っています。また、国道 11 号バイパスが順次、整備されています。

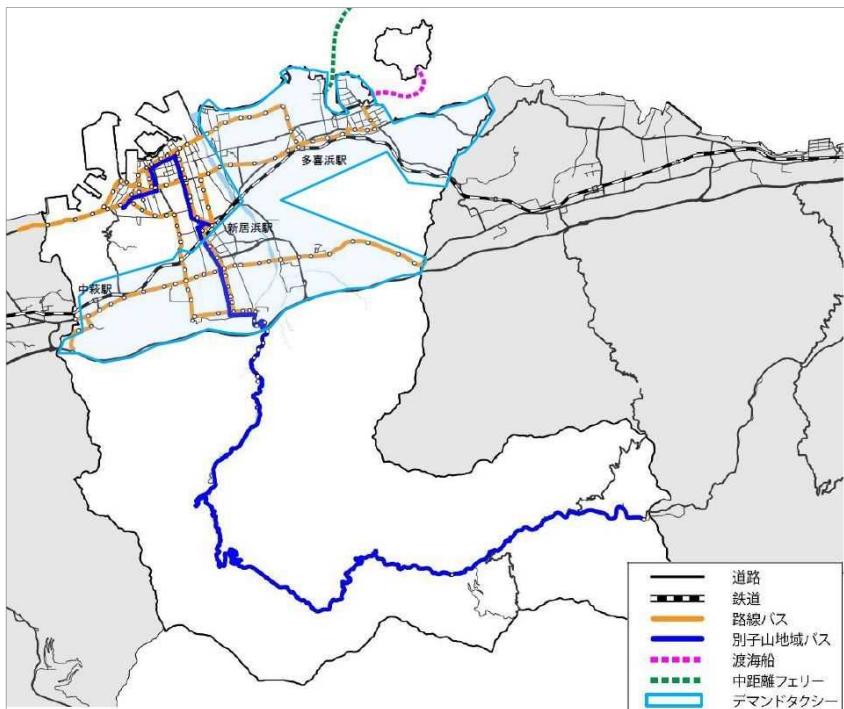


図表 道路網図

2) 伸び悩む公共交通機関の利用状況

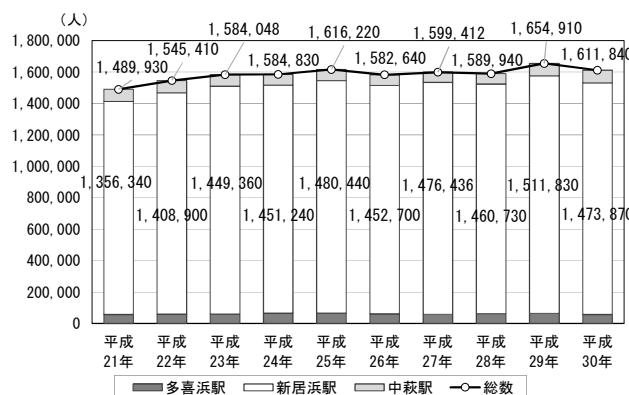
市内鉄道駅の乗降人員は、近年は人口減少が続く中で概ね横ばい傾向となっています。駅別にみると市内の鉄道乗降客数の約91%をJR新居浜駅が占めており、JR中萩駅とJR多喜浜駅は約4～5%を占めています。

新居浜港の船舶乗降人員は、平成26年以降減少傾向となっています。



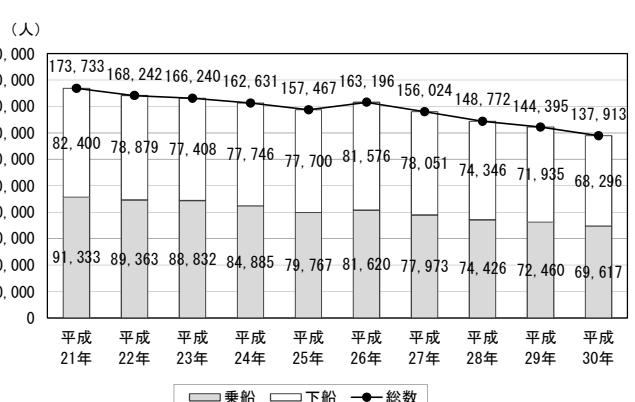
図表 公共交通の状況

資料：新居浜市地域公共交通網形成計画



図表 鉄道駅乗降人員

資料：四国旅客鉄道株式会社

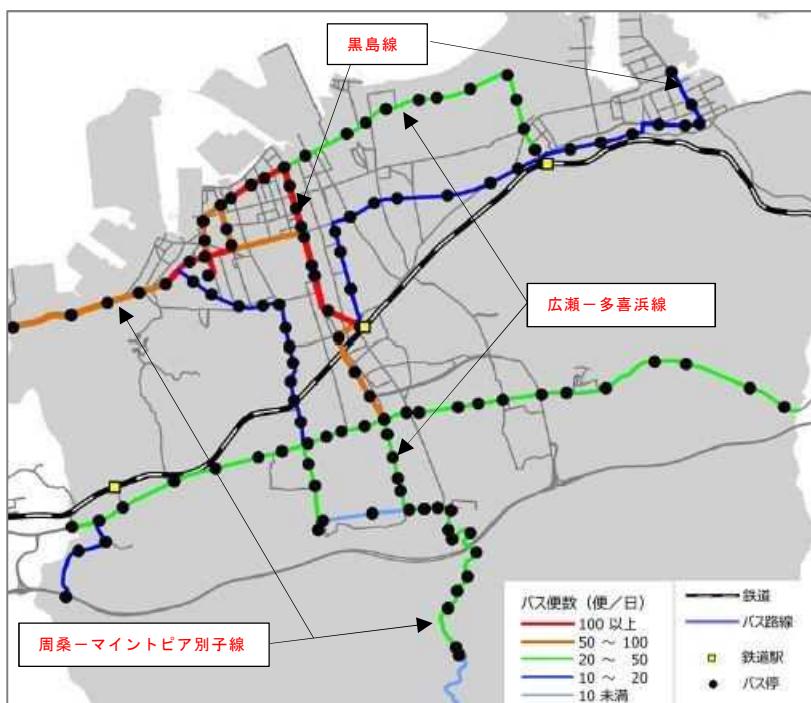


図表 新居浜港船舶乗降人員

資料：新居浜港統計年報

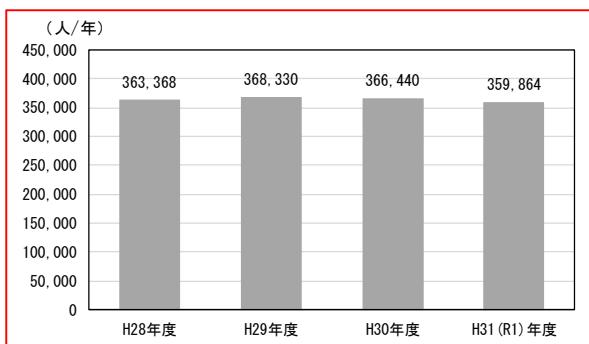
路線バスは新居浜駅～市役所前～東町～西原の区間と十全総合病院～イオンモール新居浜～住友病院前の区間では、1日あたり往復100便程度のバスが運行されています。一方、黒島線、広瀬～多喜浜線、周桑～マイントピア別子線の運行頻度は比較的低い運行となっています。路線バスの利用者数の推移を見ると、**ほぼ横ばい**となっています。また、別子山地域バスが、公共交通機関がない別子山地域と新居浜市街地を結んでいます。

デマンドタクシーは、路線バスのサービス圏域に入らない地域（上部西、上部東、川東エリア）をカバーするように、月曜～金曜は1日8便、土曜は1日5便で運行しています。平成23年1月に試験運行を開始し、平成26年10月から本格運行を実施しています。デマンドタクシーの利用者数は、試験運行開始から**平成29年度**にかけて増加していましたが近年横ばいとなっています。



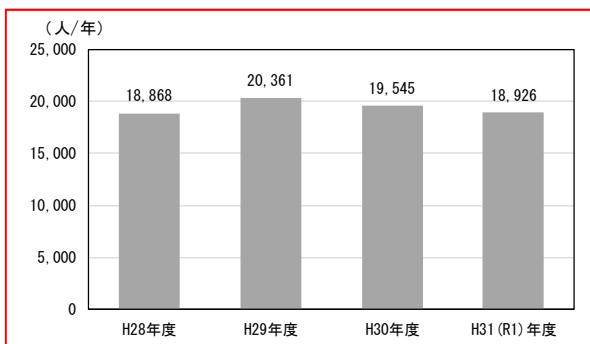
図表 バス路線の運行頻度

資料：新居浜市地域公共交通網形成計画



図表 路線バス利用者数

資料：新居浜市地域公共交通網形成計画（一部数値更新）



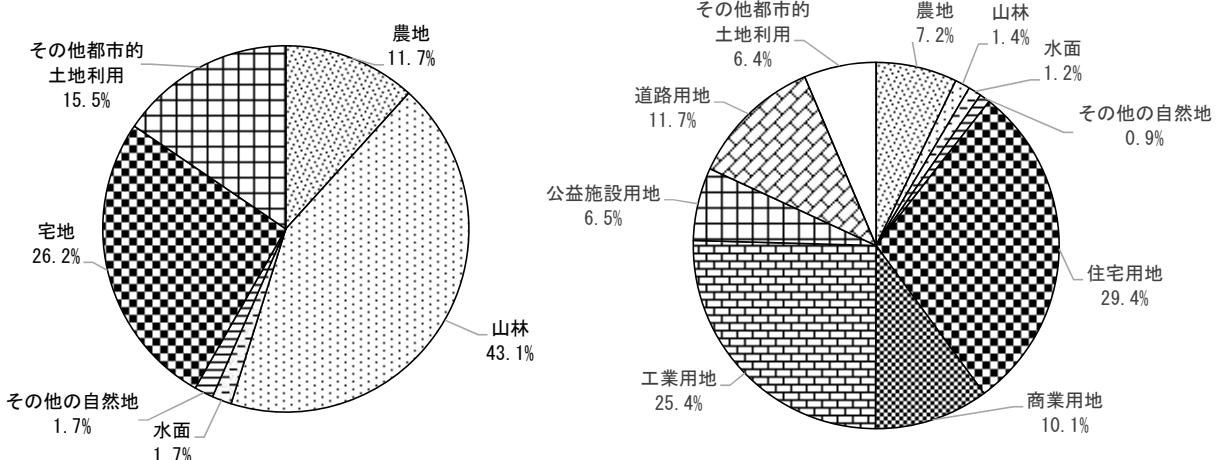
図表 デマンドタクシー利用者数

資料：新居浜市地域公共交通網形成計画（一部数値更新）

(5) 土地利用

1) 都市計画区域の土地利用

都市計画区域における土地利用（平成 30 年度都市計画基礎調査）をみると、山林が 43.1%、農地が 11.7% を占めるなど、58.2% が自然的土地利用となっています。宅地は約 26.2%、その他の都市的 土地利用は 15.5% となっています。

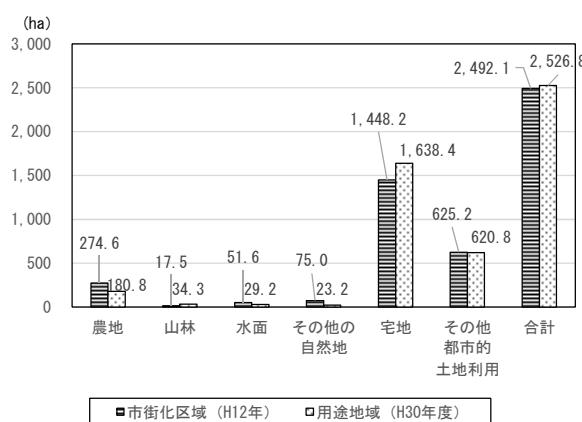


図表 土地利用現況 (都市計画区域)

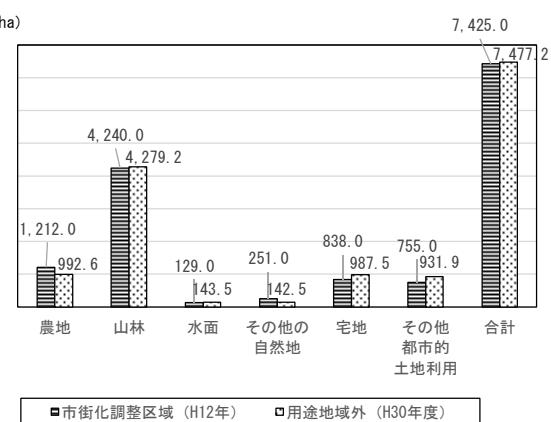
2) 用途地域内の土地利用

用途地域内は宅地などの都市的 土地利用が 89.4% となっていますが、農地が 180.8ha 存在し、用途地域面積の 7.2% を占めています。

宅地の面積増減率（平成 12～30 年）は、用途地域内が 13.1% 増なのに対し、用途地域外は 17.8% と高くなっています。



図表 土地利用現況面積の推移 (用途地域) 資料：都市計画基礎調査

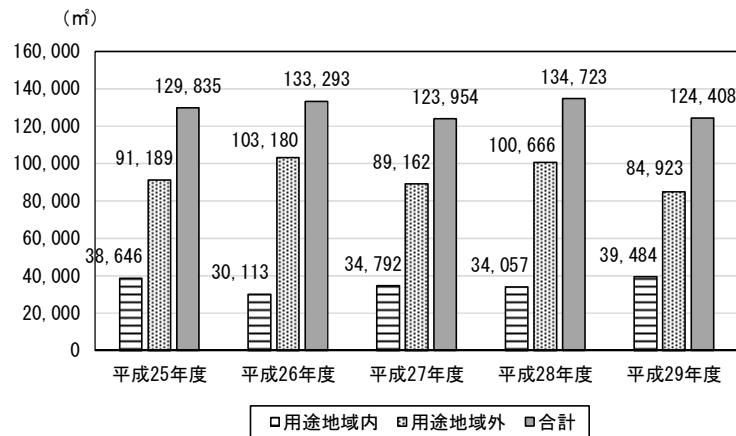


図表 土地利用現況面積の推移 (用途地域外) 資料：都市計画基礎調査

3) 農地転用

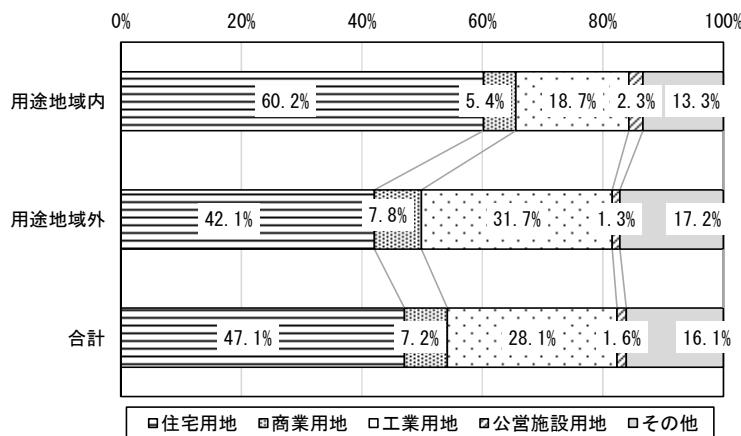
農地転用面積は、平成28～29年度において、用途地域内で増加し、用途地域外で減少しています。

転用用途別には、用途地域内では住宅60%、工業19%と続き住宅が多いが、用途地域外では住宅42%、工業32%と続き工業が多くなっています。



図表 農地転用の地域別面積の推移 (H25～29年度)

(資料：平成30年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)



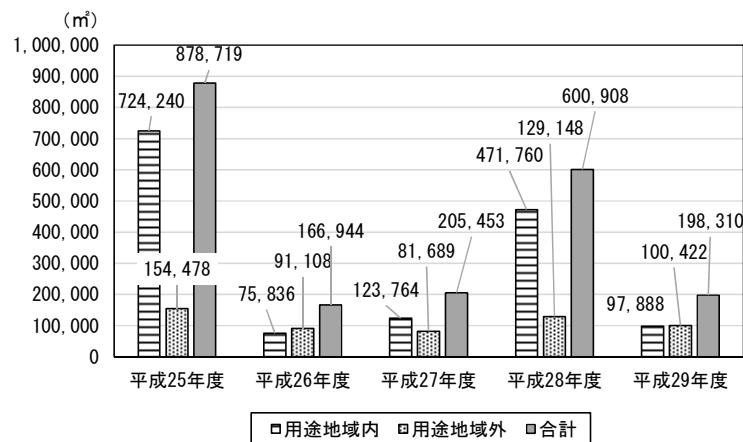
図表 農地転用の用途別面積構成比 (H25～29年度合計)

(資料：平成30年度都市計画基礎調査「農地転用受付簿」)

4) 新築動向

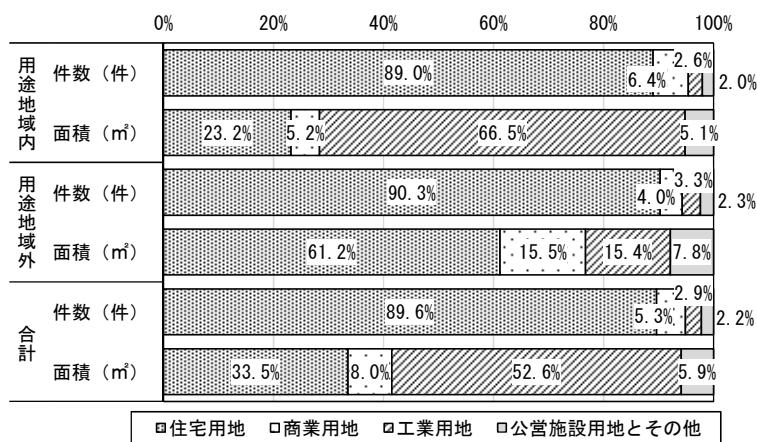
新築動向は、かなり年度により変動しているが、用途地域外では概ね安定した活動が行われています。

新築用途別にみると、用途地域外は全体の 61%を住宅が占めるのに対して、用途地域内は工業が 67%、住宅が 23%と大規模な工業立地が変動量に影響しているものと想定されます。



図表 新築の地域別面積の推移 (H25~29 年度)

(資料：平成 30 年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)



図表 新築の用途別構成比 (H25~29 年度合計)

(資料：平成 30 年度都市計画基礎調査「新築確認申請台帳」)

5) 用途地域に囲まれ、島状に残された用途白地地域

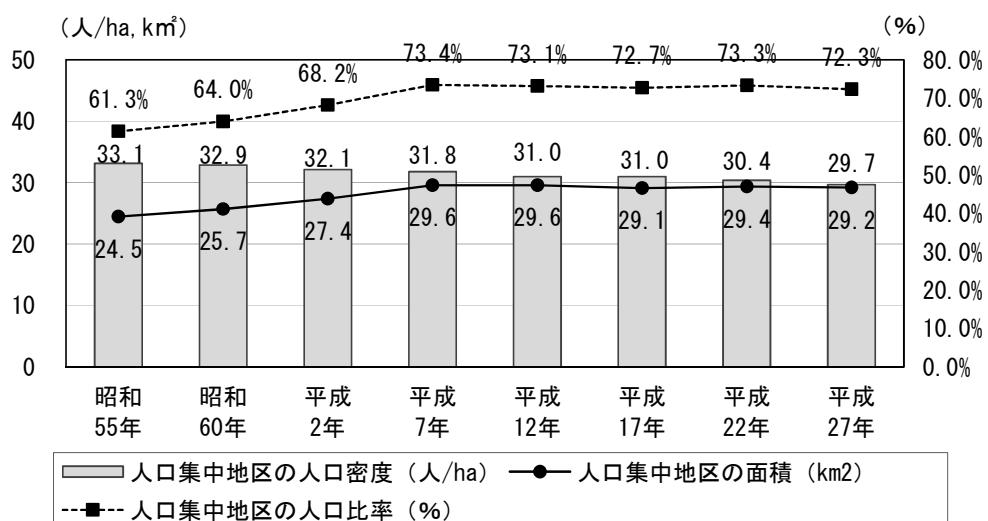
市域の北部に指定される都市計画区域は市域の約43%を占めており、用途地域と用途白地地域（特定用途制限地域）に区分されています。

市役所東部には農業振興地域の指定により、用途地域に囲まれて用途白地地域が島状に残っています。

また、農地では農業振興を目的とした農業振興地域及び農用地区域の指定、森林等においては保安林の指定や、自然環境保全地域など、土地利用に応じた規制がなされています。

6) 用途地域外に拡大している人口集中地区の拡大傾向の停滞、人口密度の減少

人口集中地区は、用途地域外に拡大してきましたが、面積は平成7年以降横ばいとなり、市の総人口が減少傾向にある中、人口集中地区の人口比率も約73%前後で横ばいとなっています。人口密度は一貫して微減の傾向にあります。



図表 人口集中地区の推移 (資料: 国勢調査)

(6) 都市整備の状況

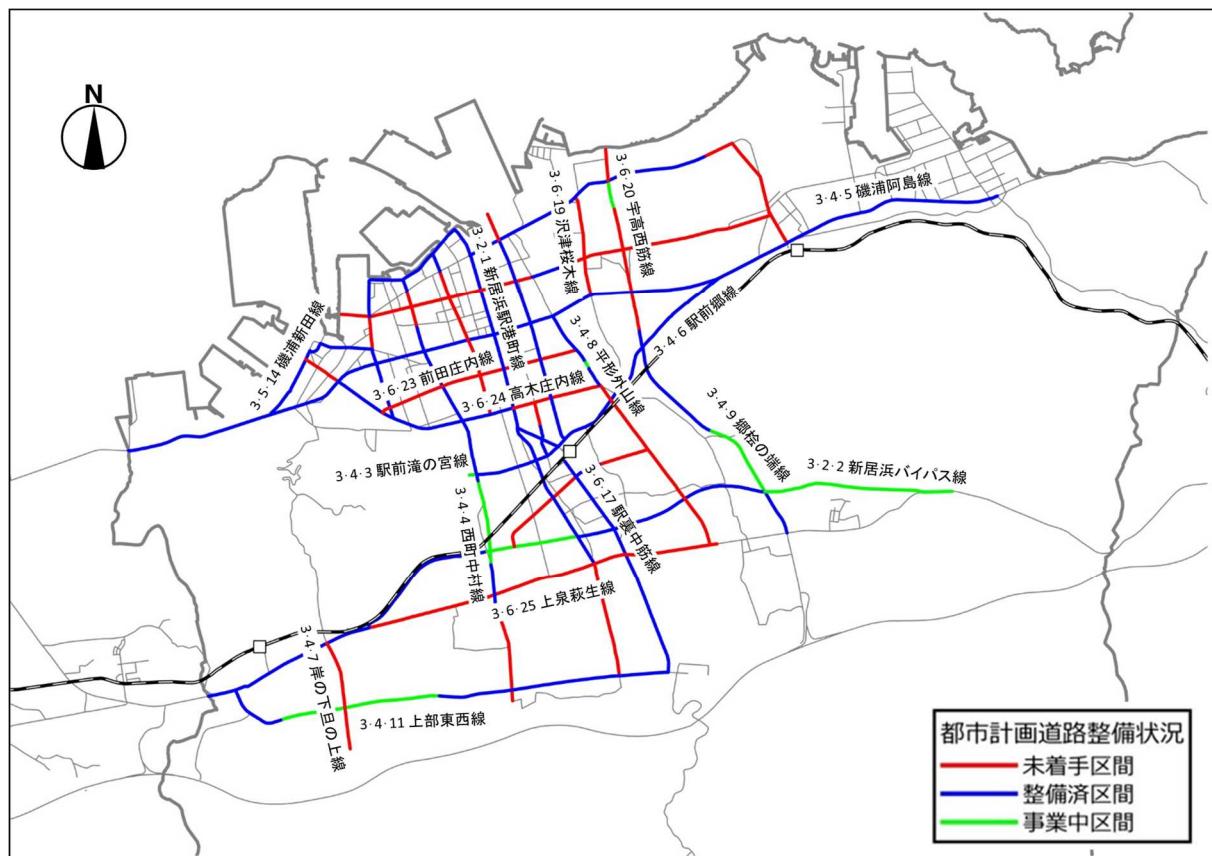
1) 新居浜駅周辺整備の進展

新居浜駅北側は、新居浜駅前土地区画整理事業（27.8ha）が平成29年度に完了しましたが、南側は鉄道により分断され北側との一体性も低く、駅周辺の優れた立地性を活かせていない状況であることから、本市の南側の玄関口として、賑わいの創出と駅南北の一体化を図った拠点づくりを目指し、基盤が整った面的な市街地整備と魅力ある都市機能の導入等に向けたまちづくりの方針が検討されています。

2) 都市計画道路は未整備区間が多い

本市の都市計画道路は28路線計画されており、総延長104,000mのうち59,901mが整備済みで、整備率は57.6%となっています。

幹線道路の整備は進んでいますが、市街地南部の路線については未整備区間が多く、整備が進んでいません。（長期未整備のものも含む）



区分	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)	進捗率 (%)
幹線街路	91,320	54,163	59.3
特殊街路	12,680	5,738	45.3
合計	104,000	59,901	57.6

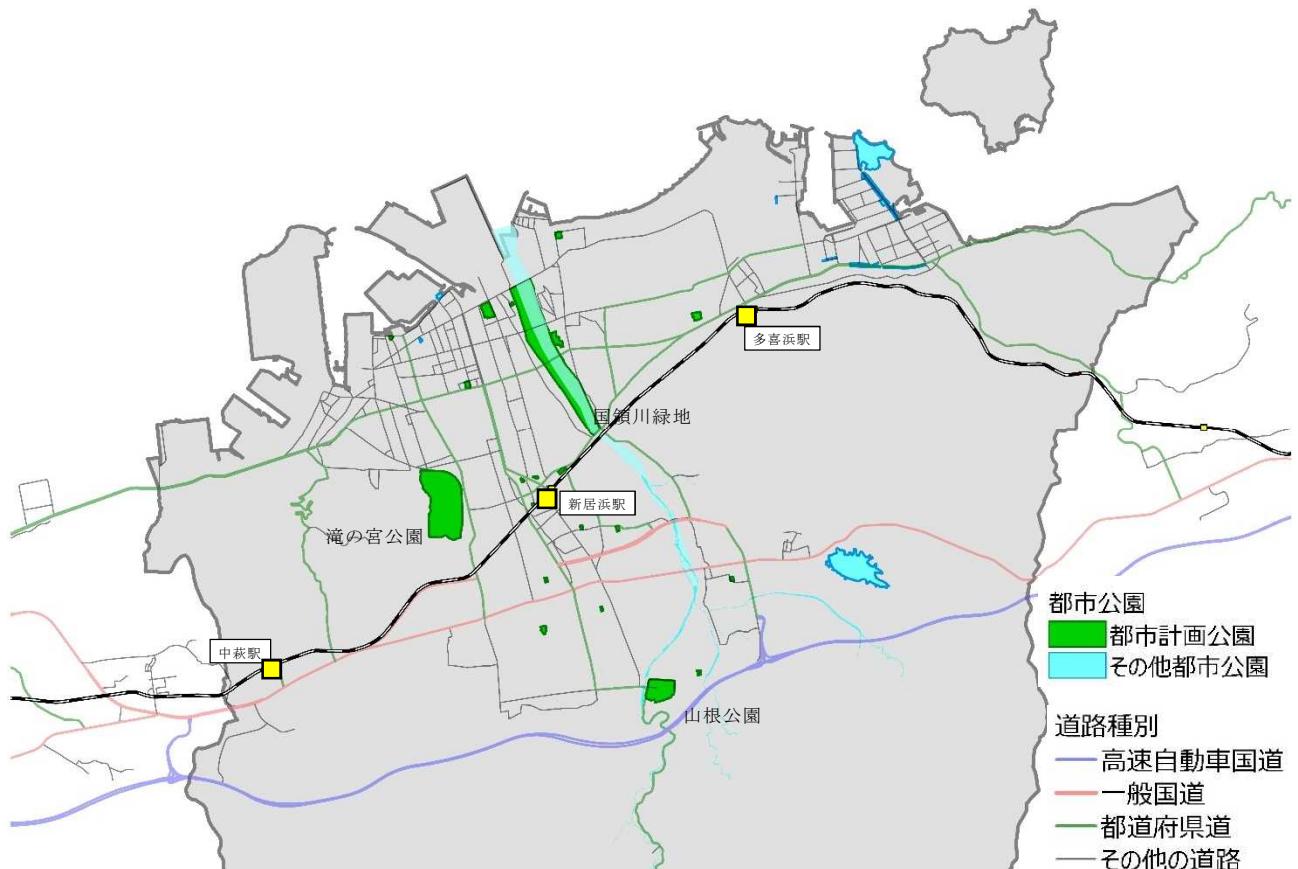
図表 都市計画道路網図

資料：にいはま市政概要平成30年度版ほか

3) 都市計画公園の整備状況

都市計画公園は、大きなものとしては滝の宮公園や山根公園、国領川河川敷の国領川緑地などが整備されています。19箇所で計画されており、総面積 135.22ha のうち 95.80ha が整備済みであり整備率 70.8%となっています。

また、その他の都市公園は 10 箇所（合計 41.75ha）で開設されており、大きなものとしては池田池公園や黒島海浜公園があります。



区分	箇所数	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率 (%)
都市計画公園	街区公園	12	2.92	2.94
	近隣公園	4	5.00	5.01
	総合公園	1	10.10	10.10
	風致公園	1	51.70	41.70
	都市緑地	1	65.50	36.05
	合計	19	135.22	95.80

図表 都市計画公園 資料:にいはま市政概要令和元年度版

4) 公共下水道の整備状況

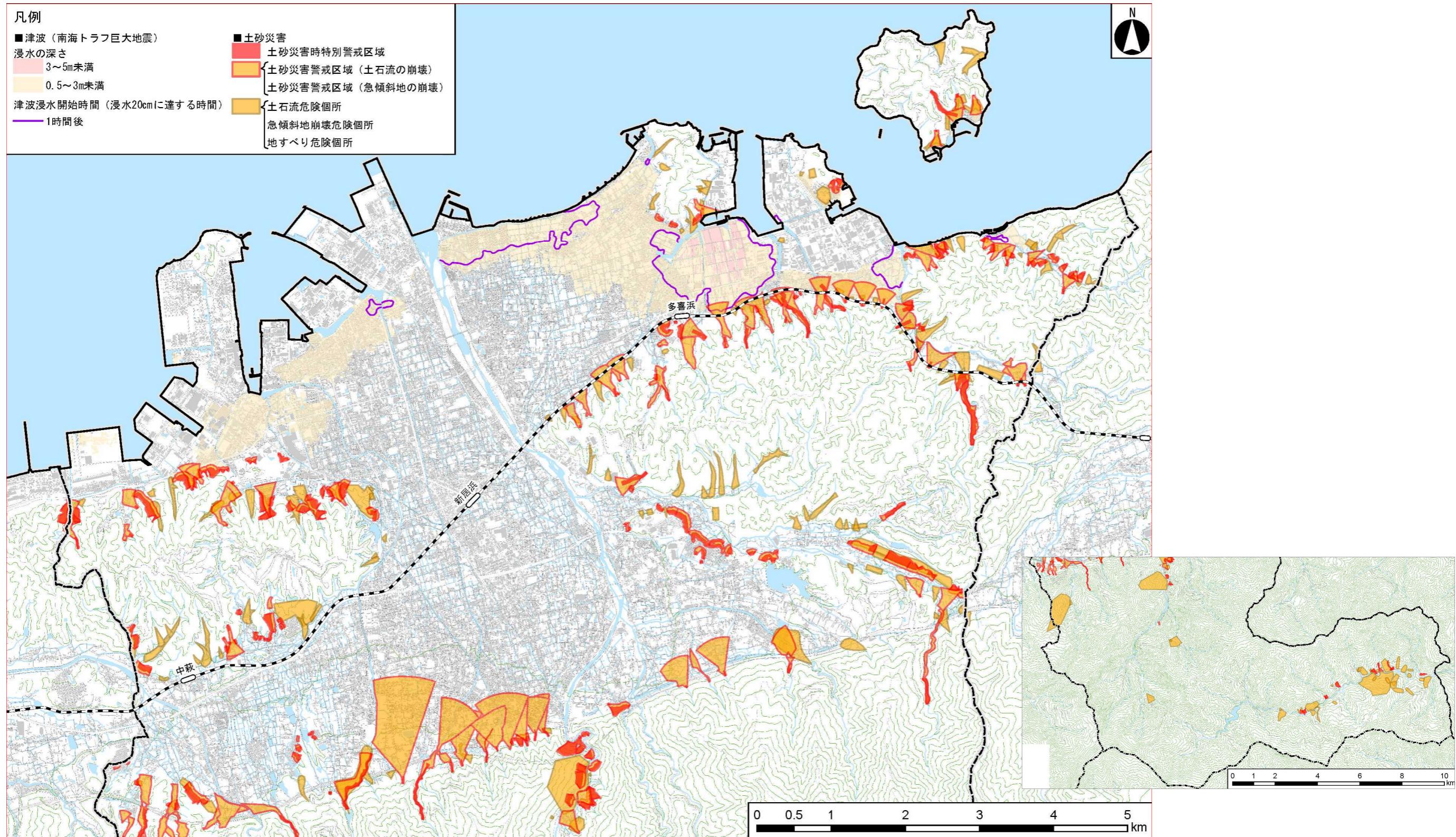
公共下水道事業の普及状況は、平成 31 年 3 月 31 日現在で人口普及率が約 63.2% で、愛媛県 11 市 6 町の平均 54.6% は上回っていますが、全国平均の 79.3% を大きく下回っています。

(7) 災害

本市の災害区域の指定状況は、津波浸水の恐れがある箇所として、瀬戸内海沿岸部の大部分が指定されています。

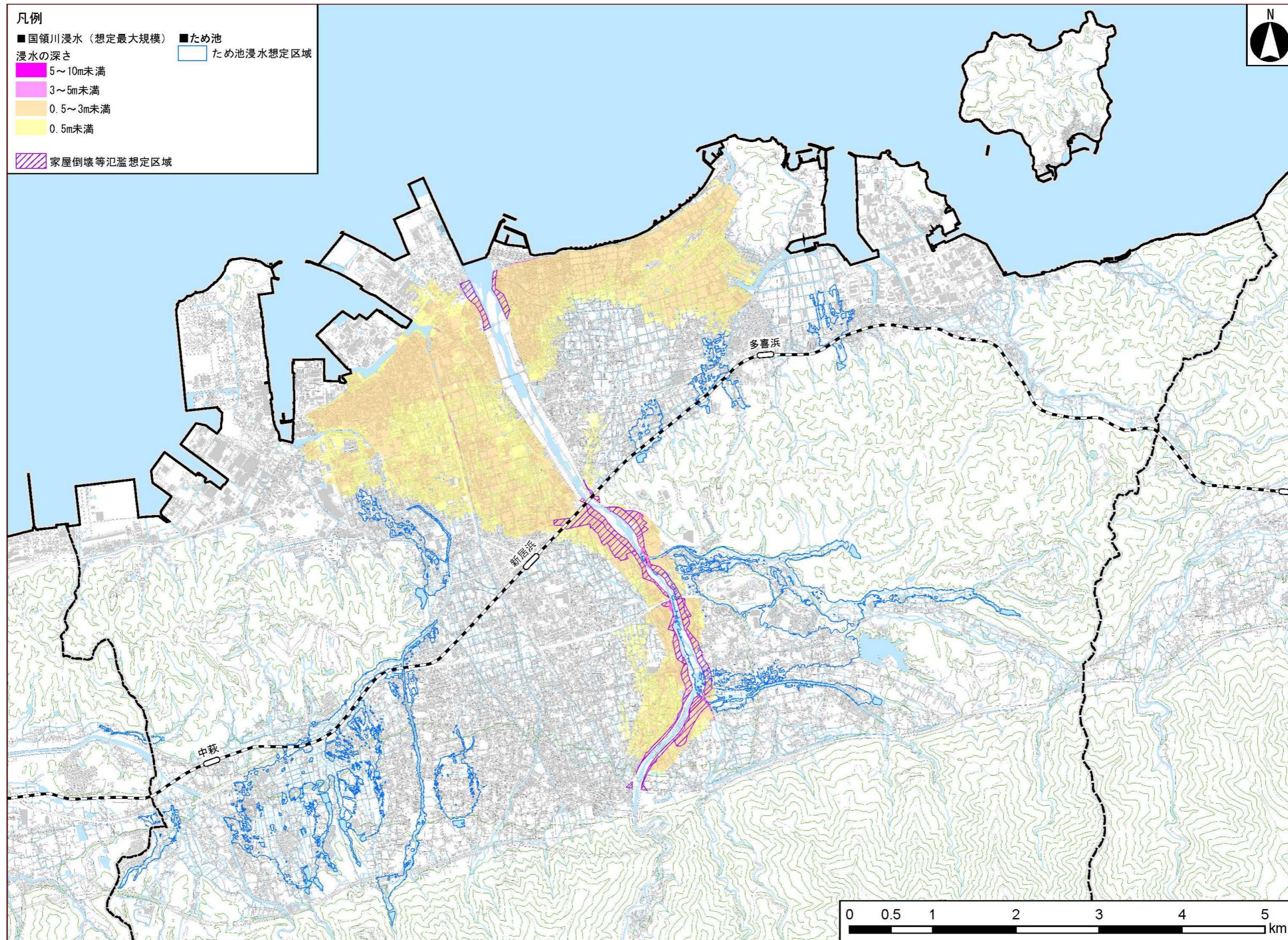
また、市南部に活断層が横断しており、市街地、山間部との境界で広く土砂災害警戒区域等が指定されています。

また、台風、豪雨などでの浸水箇所として、国領川浸水想定区域が指定されています。



図表 災害指定区域（津波浸水および土砂災害）の指定状況

資料:新居浜市総合防災マップ(令和元年3月発行)



図表 災害指定区域（国領川の洪水浸水想定区域およびため池の浸水想定区域）の指定状況

資料：新居浜市総合防災マップ(令和元年3月発行)

3. まちづくりの主要課題

1) 都市拠点を生かした利便性の強化

問題点

- ・都市の拠点性が低く、既存の都市拠点の活力低下が懸念
- ・公共交通空白地域があり、交通弱者の移動手段の確保が懸念
- ・市の骨格となる幹線道路の整備の遅れ
- ・公共施設の維持に係るコスト増大等による財政負担増の懸念、など



①都市拠点における都市機能の強化

- 効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の既存の都市機能集積を生かし、市民等の利便性の向上に資する都市機能の立地を加速化し、都市拠点の利用促進と民間投資の活性化につなげていく必要があります。
- 各都市拠点においては、将来の人口減少による空き家・空き地等の増加に伴う定住環境の荒廃化（いわゆるまちなかのスポンジ化）につながらないよう、空き家・空き地等の有効活用や、公共施設の再編や公有地の有効活用との連携を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。
- 新居浜駅周辺など、都市機能誘導区域として都市基盤が整った一体的な市街地整備の誘導が望まれる地区では、拠点機能の強化に資する都市機能の充実が望されます。
- 各都市拠点の活性化に向けては、中心市街地を含む各拠点間の回遊・滞留性が高まるよう、各地域の資源を活かした特色あるにぎわい機能の導入や、拠点地区内の歩きたくなるまちづくり等を進め、相乗効果の高い集客拠点形成を進めていく必要があります。

②都市拠点を利用しやすい交通環境の充実

- 各都市拠点については、持続的なにぎわいが確保できるよう、高齢者や若者等の車を利用しない層、都市拠点から離れた居住者も含めて、幅広い市民が都市拠点を利用しやすい交通環境の充実を図っていく必要があります。
- 市の骨格となる幹線道路の整備とともに、**長期未整備の都市計画道路について必要性を検証し廃止等を含めて見直しを進めていく必要があります。**また、都市拠点への公共交通網の維持・充実や、都市拠点内のバリアフリーやユニバーサルデザインに留意した交通環境の充実、歩行者や自転車利用者にやさしい道路空間づくり等が望れます。

2) 若者・子育て世代から高齢者まで安心して住み続けたくなるまちづくり

問題点

- ・人口減少を踏まえた市街地内居住環境悪化の懸念
- ・少子高齢化を踏まえた若者・子育て世代等の減少の懸念
- ・将来の環境変化への適切な対応の必要性、など



①都市拠点等の周辺におけるまちなか居住の魅力強化

- 効率的効果的なまちづくりの観点から、立地適正化計画に基づき、都市拠点等の周辺地区（居住誘導区域）において、都市機能等が集積し公共交通の利用が便利な利点に共感する市民等のまちなか居住が促進され、地区内の人口密度の維持増進が図れるような、居住地としての魅力強化を図っていく必要があります。
- 特に将来の人口構造の改善に向けて定着や流入が望まれる若者・子育て世代にとって、安心できる子育て環境や、生活利便サービスの充実とともに、都市機能や公共交通の利便性に魅力を感じる高齢者等が安心して住み続けられる場づくりにつなげていく方向が望まれます。
- また、将来の生産年齢人口の減少に伴う担い手不足や長寿社会等を踏まえると、多様な担い手の社会参画や生きがい活動のニーズ増大が想定され、新居浜にゆかりのある人も含めて、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍できる環境づくりや、健康増進に資するまちづくりも望されます。

②自然・田園と調和した郊外等の定住環境の維持

- 本市は用途地域未指定の白地地域や、都市計画区域外の面積も広く、郊外等に多くの人が住んでいることから、郊外等の自然・田園環境や低未利用の既存建物等を活かしつつ、地域住民のコミュニティ・交流活動の活発化が図られるような環境づくりを図っていく必要があります。

③将来の環境変化に対応した持続可能なスマートなまちづくり

- 地球温暖化対策につながる環境負荷の低い低炭素まちづくりの取組みや、SDGs（持続可能な開発目標）に即した取組み等を進めていく必要があります。
- 高度情報通信技術の進展を生かした暮らし等の利便性の向上など、将来の環境変化に適切に対応し、本市のまちの魅力向上につながるような環境づくりを図っていく必要があります。

3) 防災・減災のまちづくり

問題点 ・風水害・地震などの自然災害への不安、など



①減災まちづくり

- 大規模な地震や異常気象等に伴う風水害など、防災への市民意識の高まりに対して、並行策定予定の国土強靭化計画と連携しつつ、災害被害を最小限に抑える強靭化対策や備え等を図り、安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを図っていく必要があります。
- 災害に備え、河川や水路、排水施設等の整備と適正な維持管理、土砂災害対策等を進めていく必要があります。
- 要援護者に留意した避難所の環境整備や、耐震性の低い建築物の耐震化、市民の防災知識・技術の普及、自主防災組織等の活性化を進めていく必要があります。

4) 地域資源を活かした新居浜らしさの創造と、多様な交流の活性化

問題点

- ・歴史・文化・自然等の良好な地域資源の保全・活用の必要性
- ・モノづくり産業等を生かした活性化の必要性
- ・住民の各地域への愛着を高める取組みの必要性、など



①モノづくり産業等を活かした起業や元気創造の支援

○四国屈指の工業都市として発展してきた特性や、広域交通基盤周辺等の工業導入適地等を活かし、新たな産業機能の立地促進を図るとともに、若者等の多様な雇用機会の創出のため、既存のモノづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める起業や創造的な活動の場づくり等が望まれます。

②近代産業遺産等を活かした良好な景観創造と観光交流振興

○市内には近代産業遺産ほか、様々な特色ある歴史・文化・自然等の地域資源を有しております、市内観光資源を楽しむ滞留・回遊性の高い環境づくりを進め、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげていく方向が望まれます。

○また、各地域のそうした地域資源は新居浜市らしい良好な景観資源でもあり、後世に守っていくための景観規制や、新たな景観創造等を積極的に進めていく方向が望まれます。

③住民主体の愛着とコミュニティあふれるまちづくり

○効果的効率的なまちづくりや、市民自身の満足度の高いまちづくりを進め、定住促進につなげていくためには、身近な地域の定住魅力を高める住民主体のまちづくりが有効であり、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組み強化が望まれます。

第3章 全体構想

1. 都市づくりの将来都市像と基本目標

新居浜市都市計画マスターplanでは、第六次新居浜市長期総合計画を踏まえつつ、将来都市像と基本目標を次のように定めます。

(1) 将来都市像

これから的新居浜市の目指すべき姿を示すものとして、第六次長期総合計画に基づき、将来都市像を次のとおり定めます。

【将来都市像】
～豊かな心で幸せつむぐ～
人が輝く あかがねのまち にいはま

○ “豊かな心で幸せつむぐ”とは

「豊かな自然や別子銅山の近代化産業遺産群」などに包まれ、市民みんなが心の豊かさを実感できるまちを目指します。

また、その豊かさ・幸せを次の世代に引き継ぎます。

○ “人が輝く”とは

本市は、「ずっと新居浜に住んでいる人」、「移住してきた人」、「Uターンしてきた人」が概ね1/3ずつを占めています。

さまざまな居住歴をもつ市民がひとつになり、「未来を担う人づくり」や「子どもを産み育てる環境づくり」、「働きがいのある職場づくり」を進めることで、年齢を問わず誰もが光り輝き、自分の力を生かしながら生涯活躍できるまちを目指します。

○ “あかがねのまち”とは

本市の発展の礎となった別子銅山は、かつて世界一の産銅量を誇り、日本の近代化に大きな役割を果たしました。また、先人の知恵と精神、尊い努力により、本市は、鉱山町から工業都市、ものづくり産業の集積都市へと発展しました。このまちに生まれ育った人、生活する人にとって、別子銅山は世界に誇ることのできるすばらしい地域の宝です。

その誇りを再認識するとともに、まちのアイデンティティとするため、「第五次長期総合計画」の将来都市像に掲げた『あかがねのまち』の精神を、「第六次長期総合計画」にも引き継ぎます。

(2) 基本目標

1) 利便性が高い都市拠点等の連携による集約型のまちづくり

既存の拠点機能集積を生かした効率的効果的なまちづくりを図るため、新居浜駅周辺地区、一宮・繁本・昭和通り周辺地区、前田町周辺地区を中心とする都市拠点等において、商業、医療・高齢福祉、子育て支援、教育・文化・スポーツ、行政等の都市機能の維持増進を図り、利便性の高い集約型のまちづくりを目指します。

各都市拠点では、地域資源や空き家・空き地、公共施設等を活用しつつ、公園・緑地・パブリックスペースの充実・魅力化や、歩きたくなる環境形成を進め、まちなかのにぎわい増進に努めます。

また、都市拠点等を利用しやすい公共交通網の維持・充実や、拠点周辺の幹線道路、歩行者・自転車にやさしい道路空間、バリアフリーや交通安全対策など、誰もが都市拠点等を利用しやすく、まちなかに出かけていきやすい環境の形成を目指します。

2) 定住促進や若者・子育て世代の流入につながる居住魅力あるまちづくり

高齢者も含めた幅広い市民の居住継続、若者・子育て世代の流入につなげていくため、都市機能等が集積し公共交通の利用が便利な都市拠点周辺において、都市拠点内の商業・医療・高齢福祉・子育て支援機能等の維持増進と併せて、空き家活用、公営住宅の建替え・集約化、公園等の充実やまちなかのにぎわいとうるおいある空間づくり、若者・子育て世代に対する居住支援の充実等を目指します。

都市拠点周辺等の市街地では、新居浜にゆかりのある人も含めて、生きがい活動や交流・コミュニティのある生涯活躍できる環境づくりや、健康増進に資するまちづくりなど、一層の居住魅力の増進につながる環境づくりに努めます。

また、郊外の市街地・集落においても、各地域の自然・田園・歴史・文化・交流等の様々な地域資源の保全と、地域資源を生かした景観形成や交流の促進など、各地域のコミュニティの維持・保全を目指します。

3) 地域資源の活用と協働による、魅力と活力あるまちづくり

四国屈指の工業都市としての産業集積を生かしつつ、基幹産業である工業機能の維持増進を図るため、今後も鉄道、道路、港湾集積の交通アクセスや高度情報通信基盤をはじめとする産業基盤の整備・充実に努めるとともに、新たな産業機能の立地促進を目指します。また、若者等の多様な雇用機会の創出のため、既存のモノづくり産業等と連携した暮らしの便利を高める起業や創造的な活動の場づくりに努めます。

各地域の特色ある地域資源を生かした地域活性化と、観光交流人口増大による地域経済の活性化を図るため、本市固有の自然、歴史・文化、産業遺産、観光・レクリエーション、景観などの地域資源の保全と活用の促進を目指します。

また、地域への誇りと愛着の醸成を図り、定住促進につなげていくため、良好な地域資源を生かした魅力ある景観形成や環境美化など、住民主体のまちづくり活動の活性化を図る取組みの強化を目指します。

4) 誰もが安心して暮らせる防災・減災のまちづくり

近年多発・局地化する豪雨災害や将来危惧される南海トラフ巨大地震や津波などの自然災害に対して、市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、大規模災害を想定した防災・減災対策の推進や、災害被害を最小限に抑える強靭化対策や備え等を図るとともに、自主防災体制の強化を図り、地震や津波、台風や大雨による浸水、土砂災害などの災害に強いまちづくりを目指します。

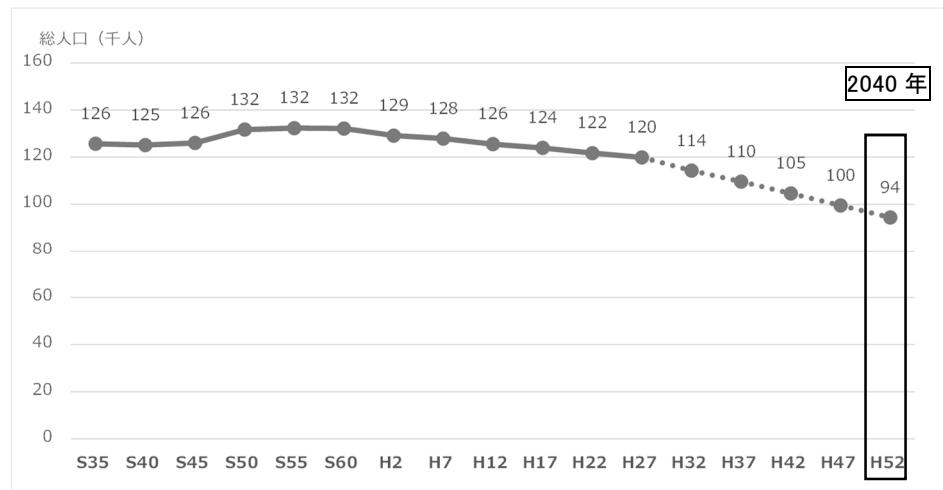
5) 将来の環境変化を生かすスマートなまちづくり

S D G s（持続可能な開発目標）、低炭素まちづくり等の社会的要請に適切に対応していくとともに、高度情報通信技術（ICT、AI等）など技術革新をまちの活性化につなげていくため、環境変化の動向を踏まえつつ、高度情報通信技術や資源・エネルギーの有効活用技術等を生かし、暮らしの利便性向上やまちの活性化・にぎわい向上につなげていくまちづくりを目指します。

2. 将来人口

市の将来人口は、新居浜市立地適正化計画（平成 31 年 4 月）策定時における 2040 年の人口見通し値とします。

2030 年は、10.5 万人
2040 年は、9.4 万人
(H27 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値による)



図表 新居浜市の人口見通し

出典：新居浜市立地適正化計画

参考：第六次新居浜市長期総合計画における目標人口は、新居浜市人口ビジョンの目標人口及び国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計人口を共に満足する水準の 111,000 人とします。

3. 将来都市構造

まちづくりの主要課題や基本目標を踏まえつつ、人口減少社会を見据えた、本市の将来都市構造を、以下のように設定します。

(1) 将来の都市構造の方針

①都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化

広域的な集客機能や生活サービス機能の確保を図っていくためには、**拠点地区（都市拠点や地域拠点）**における都市機能の衰退や、人口密度が低い地区等への分散化を抑制していくことが重要です。

このため、**拠点地区**の都市機能の維持・増進を図るとともに、拠点地区相互の連携・回遊性の強化や、拠点地区に移動しやすい交通環境の充実を図ります。

②都市機能集積や公共交通利便性を生かした拠点周辺の居住機能の維持・増進

空き家・空き地の増加による居住環境の悪化や、人口密度低下による地域経済活動の停滞（店舗等の撤退など）が懸念され、市街地全体の居住魅力の低下につながらないような適切な対策が必要です。

このため、人口や生活サービス機能が集積し、公共交通の利便性も高い**拠点地区（都市拠点や地域拠点）**周辺等においては、若者・子育て世代等の流入にもつながるような居住環境の魅力向上を図り、まちなか居住の促進を図ります。

③各地域の特色ある地域資源を生かした居住環境とコミュニティの維持

市域の各地域に集落等が分散していることから、上記以外の既存集落等においても、居住環境やコミュニティが衰退しないような適切な対策が必要です。

このため、各地域において、学校、生活サービス施設や周辺の豊かな自然・田園環境を生かしつつ、地域住民の活動・交流拠点の維持や生活サービス機能、地域コミュニティの維持に努めます。

(2) 将来都市構造の基本方向

拠 点

●都市拠点

都市機能の集積状況を踏まえ、新居浜駅周辺地区、一宮・繁本・昭和通り周辺地区、前田町周辺地区の3つの拠点を、まち全体の都市機能の充実や広域的な集客強化に資する拠点地区として、今後も商業・業務・文化等の都市機能の充実・強化を図ります。

●地域拠点

都市機能の集積性や交通拠点等のポテンシャルを踏まえ、喜光地周辺地区を地域拠点として、生活サービスの提供、近隣商業サービス機能の充実を図ります。

●観光・レクリエーション拠点

各地域に点在する公園緑地等の観光・レクリエーション資源は、交流空間としての魅力の充実や観光資源のネットワーク化を図ります。

●産業拠点

各地域の工業集積地の産業機能の維持・増進とともに、臨海部の工業拠点集積地や新居浜インターチェンジ周辺等の交通条件が優れた地区について、工業系機能の立地促進を図ります。

●交通・交流拠点

交通網の主要結節点（駅、インターチェンジ、港）は、広域及び地域の両面から人・物・情報が出会う社会・経済活動を支える交通・交流拠点として、交通及び交流機能の充実を図ります。

●歴史・文化拠点

各地域の主要な歴史・文化資源は、歴史・文化拠点として施設の保存・活用と観光資源とのネットワーク化を図ります。

土地利用ゾーニング

●複合臨海部

臨海部は、今後も産業基盤等の整備と充実に努めていくとともに、津波に強いまちづくりに努めながら、住宅地との共存と海岸等の自然環境との共生を目指します。

●平野部

既成市街地は、都市施設の効率的な整備と良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、周辺の田園地域は、優良な農地の保全と地域コミュニティの維持に留意した居住環境の維持を目指します。

●居住誘導ゾーン

都市機能の集積性や公共交通利便性の高い都市・地域拠点周辺では、空き家や低未利用地を生かしつつ、新たな居住層の受入れも含めて、高い利便性を生かしたまちなか居住の促進を図ります。

●丘陵部

市街地の東西に位置する丘陵地は、緑の豊かな自然環境を有し、レクリエーション資源が点在しております、緑の保全に努めるとともに、交通条件が優れた地域については、周辺環境との調和に留意しつつ産業機能等の立地を検討します。

●複合山地部、山間部

緑豊かな自然環境や近代化産業遺産を有する山地部（都市計画区域外は山間部）は、今後も自然環境の保全を前提に、歴史・文化、観光・レクリエーション機能の充実を目指します。

交 通 軸

●広域・地域交流連携軸

広域交流連携を支える交通軸（松山自動車道、国道11号及び同新居浜バイパス）および地域の交流連携を支える交通軸（（主）壬生川新居浜野田線など）は、防災性強化に留意しつつ東西軸の強化を図ります。

●自動車専用道路、主要幹線道路

本市の広域的な連携や主要な骨格軸を形成する道路については、都市内外の連携やアクセス性を高める交通軸の強化を図ります。

●鉄道・駅

公共交通の主な軸や拠点を担う鉄道・駅については、運行サービスの改善・充実や公共交通を利用しやすいバス・タクシー・駐車場等の駅周辺の環境づくり等を図ります。

将来都市構造図

凡 例	
区分	項目
都市構造基本フレーム	複合臨海部
	平野部
	居住誘導ゾーン
	丘陵部
	複合山地部
	山間部
河川	河川
都市拠点	都市拠点ゾーン
	都市拠点
	地域拠点
	観光・レクリエーション拠点
	産業拠点
	交通・交流拠点
交通	歴史・文化拠点
	自動車専用道路
	主要幹線道路
	都市計画道路
都市軸	鉄道・駅
	広域・地域交流連携軸
	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区



図 将来都市構造図

4. 土地利用方針

(1) 適正でコンパクトな土地利用の誘導

平成16年5月の線引き廃止後は、従前の農地や森林等における土地利用規制に加え、計画的な土地利用の誘導と良好な環境の形成・保全を図るため、用途地域及び特定用途制限地域における建築規制等の土地利用規制誘導方策を実施してきました。

しかし、立地適正化計画制度の創設等による国のコンパクトなまちづくり誘導への対応、地球環境への負荷軽減や市民の自然環境や大規模災害への関心の高まり、また本市における工業拠点整備の必要性等から、地域連携が確保された集約型都市実現のため今後は社会的背景から規制誘導を図るだけでなく、都市環境の保全に資する土地利用のあり方の検討、低未利用地の有効活用、土地の高度利用等地域の実状に即した計画的な土地利用の誘導等を図っていく必要があります。

こうした背景より策定した立地適正化計画に基づき、都市拠点等を中心とした都市機能誘導区域への都市機能誘導施設の立地誘導と、周辺の人口集積性・成長性や公共交通の利便性等に優れた居住誘導区域における人口密度の維持の推進を図っていきます。

また、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域については、都市機能誘導区域や居住誘導区域の役割を踏まえながら、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正な土地利用を図ります。

■立地適正化計画制度の運用（コンパクトなまちづくりへの取組）

①都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことであり、都市拠点（新居浜駅周辺地区、前田町周辺地区、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）と地域拠点（喜光地周辺地区）で位置付けます。

都市機能誘導区域においては、都市機能誘導施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設）を位置付け、当該機能の維持・増進を図ります。

②居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことであり、人口の密度や成長性が高く、都市の拠点へのアクセス性や公共交通（鉄道、バス）の利便性が高い区域（災害の危険性が高い区域や、居住地としての利用が望ましくない区域（工業系用途地域など）は除外）を位置付けることで、居住誘導区域内へ居住機能の誘導等を図ります。

(2) 地域の実情に応じた適切な土地利用方針

1) 用途地域の方針

用途地域においては、本市における土地利用の現況及び課題に対応するため、より合

理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。また、特定用途制限地域の市街地周辺地区のうち、用途地域に隣接し既成市街地内にある用途白地地域については用途地域への指定を検討し、既存の都市機能の集積を活用した良好な居住環境の形成・保全を持続的に図ります。

①商業・業務系

◆地域特性に応じた魅力ある商業・業務地の形成

J R 新居浜駅周辺や中心商業地、前田町周辺及び喜光地、多喜浜などの各地域において、地域特性に応じた機能強化と、市民、事業者と行政の役割分担による魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

②工業系

◆臨海部における工業施設の集積

新居浜港本港地区周辺に集積する住友系企業用地及びその周辺（磯浦町、王子町等）、新居浜港東港地区周辺に位置する多喜浜、黒島、垣生工業団地、多極型産業推進事業用地、貯木場企業用地等、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、活力ある工業地域の形成を推進します。

また、荷内沖は、環境配慮や防災対応、産業構造の変化など将来の環境変化の動向を踏まえつつ、長期的展望に立った新たな臨海性産業系複合機能用地として陸域化を検討します。

③住居系

◆市街地中心部周辺の商業・業務地との調和を図った住宅地の整備

市街地中心部周辺では商業・業務地と調和した良質な住宅地の整備を促進します。

◆周辺環境と調和した中高層住宅地の整備

国領川緑地周辺地域や滝の宮公園周辺地域は、今後も周辺環境と調和を図った中高層住宅地として整備を促進します。

◆市街地南部の低密度なゆとりのある住宅地の供給

閑静な住宅地を有する市街地南部については、周辺の自然環境と調和を図った比較的低密度なゆとりのある良好な住宅地の整備を促進します。

④沿道型施設立地ゾーン

国道 11 号や国道 11 号新居浜バイパス、(主)壬生川新居浜野田線、(主)新居浜角野線等の幹線道路の沿道においては、周辺環境に十分配慮した上で、沿道サービス型店舗や事務所等の立地を図ります。

2) 特定用途制限地域（用途白地地域）の方針

特定用途制限地域においては、良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

①市街地周辺地区

居住環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、現在の良好な環境の保全を図ります。

また、既成市街地内の地域については、都市施設の整備状況などを勘査し、用途地域への指定を検討します。

②幹線道路沿道地区

周辺環境に支障を及ぼすおそれがある特定の用途の建築物等の立地を制限し、秩序ある沿道環境の形成・保全を図ります。

また、幹線道路においては、沿道型施設立地ゾーンとして、道路の整備状況や沿道の土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、特定用途制限地域の区分の見直し、もしくは用途地域への指定を検討します。

③田園居住地区

地域の環境に特に支障を及ぼすおそれがある特定の建築物等の立地を制限し、地域の良好な環境の形成・保全を図ります。

④産業居住地区

著しく大きな負荷を発生させる建築物や、周辺の良好な住環境に支障を生じさせる建築物等の立地を制限し、地域産業の振興のための機能と周辺の居住環境との調和を図り、地域の健全な環境の形成を図ります。

また、四国における本市の地理的環境や高速道路網の整備により、近年、その利便性を生かした内陸部の企業立地が進んでおり、医療や食品といった新たな工業地域が形成されつつあります。このような状況を踏まえ、臨海部の工業地に隣接する磯浦地区や、広域交通の結節点である新居浜インターチェンジ付近、国道11号、(都)郷桧の端線沿道や本市西部に位置するテクノパーク等において、土地利用状況、周辺環境等への影響に十分配慮した上で、新たに内陸型工業用地の整備を推進します。

3) 開発行為

開発行為については、都市計画区域内の開発許可対象面積を1,000m²以上とし、無秩序な乱開発の防止や良好な住環境の形成・保全を図ります。

4) 複合山地・丘陵地

市南部の山地一帯や林地、河川等については、良好な都市環境、都市景観を形成する

重要な資源であり、かつ水源かん養、治山・治水等の重要な役割を担っていることから保全を図ります。

また、市民の保健・休養の場として活用される生活環境保全林については、今後も市民の森等、自然に親しむことのできるレクリエーション空間としての活用を推進します。

5) 優良農地の保全

貴重な緑のオープンスペースとして、健全な調和を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、農業が継続的に発展するよう、ほ場整備やため池、水路、農道等の生産基盤の整備を推進します。

認定農業者等の担い手への農地の集約化や、若者等の新規就農者の支援、鳥獣被害対策、遊休農地を利用した景観形成、JAと連携した市民農園づくりなど、魅力ある農業環境の育成を進めます。

6) 都市計画区域外の方針

山間部となる都市計画区域外は、水源かん養、治山・治水、大気、水質の浄化機能だけでなく豊かな自然景観を有し、動植物などの良好な生息地として重要な役割を果たしております、今後も良好な自然環境の保全を図ります。

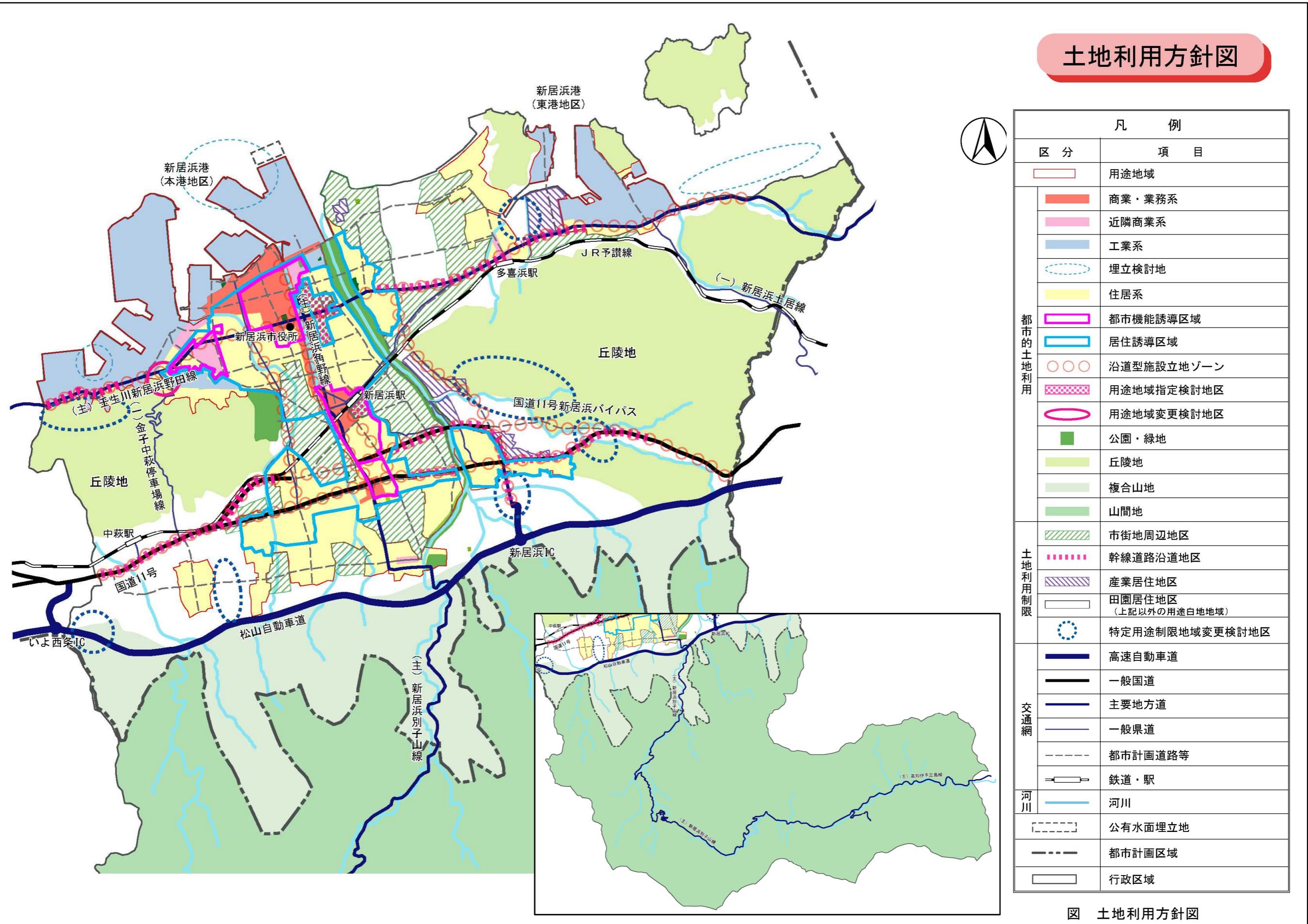
また、別子山地域については、山岳レクリエーションゾーンと位置づけ、交通アクセスの向上、生活利便の確保、交流・連携の拡大のため、道路の整備を図るなど、適切な土地利用に努めます。

なお、森林については、木質資源の有効活用と自然との共生に努めつつ、多面的な機能が引き出せるよう、その利用を図ります。

土地利用方針図

凡 例	
区分	項目
都市的 土地 利用	用途地域
	商業・業務系
	近隣商業系
	工業系
	埋立検討地
	住居系
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	沿道型施設立地ゾーン
	用途地域指定検討地区
	用途地域変更検討地区
	公園・緑地
	丘陵地
	複合山地
	山間地
土地 利用制 限	市街地周辺地区
	幹線道路沿道地区
	産業居住地区
	田園居住地区 (上記以外の用途白地地域)
	特定用途制限地域変更検討地区
交通 網	高速自動車道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路等
河 川	鉄道・駅
	河川
	公有水面埋立地
都市 計 画	都市計画区域
	行政区域

図 土地利用方針図



5. 都市施設等の整備方針

(1) 市街地の整備方針

1) 都市基盤施設の機能強化

良好な都市環境の形成と保全を図るため、都市づくりの基盤となる道路・公園・下水道等の都市施設の整備と既存ストックの維持・活用を重点的に推進します。

2) 商業・業務地区

①都市拠点の活性化

都市拠点（新居浜駅周辺地区、前田町周辺地区、一宮・繁本町・昭和通り周辺地区）において、都市拠点の特性と今後の発展方向を踏まえ、地域の中心としてふさわしい高次な都市施設の集積した快適な都市空間の形成を推進します。

◆行政文化商業・業務地

行政、文化施設が集積する市役所周辺については、既存官公庁施設の改修・再生を行い、行政・文化・防災機能の強化を推進します。

また、社会情勢の変化に伴い、一団地の官公庁施設の変更を検討します。

◆中心商業・業務地

既存商店街となる昭和通り、登り道を中心とする周辺は、本市の生活拠点となる中心商業地を形成しており、商業振興センターを活用した賑わいの創出や、商店街での空き店舗の活用や地域の特性に応じた都市施設の整備・充実を推進します。

◆新都心商業・業務地

J R 新居浜駅周辺は本市の新たな「玄関口」として位置づけ、総合文化施設を核とした賑わいの創出を図るとともに、駅前の公共施設の利活用を推進し、玄関口としての立地性を生かし観光客・ビジネスマン等にも対応した飲食施設、特産品・土産物販売等や、サテライト型ビジネス等利用スペース等の集積を図ります。

また、J R 新居浜駅南地区においては、市民参画によるまちづくり構想案を踏まえ、駅南北の一体的な利用による、都市拠点地区としての機能の向上に向けた取組を推進します。

◆都市型商業・業務地

大型店舗、宿泊施設が集まる前田町周辺については、都市型商業・業務施設の展開により都市機能の強化を促進します。

②周辺環境との調和を図った商業地の形成

◆商業地

今後も、喜光地周辺における利便性の向上を図るため、近隣住民の日常的な購買需要に対応した商業地の形成を促進します。

◆沿道型施設利用地

国道 11 号や国道 11 号新居浜バイパス、(主)新居浜角野線等の主要幹線道路等の沿道においては、沿道周辺住宅地の居住環境と調和を図った沿道型利用施設の立地を促進します。

3) 工業地区

①新産業集積の推進

新居浜港東港地区周辺には多喜浜、黒島、垣生工業団地が整備されています。今後も、高付加価値の加工産業や研究開発型産業、消費者に密着した生活関連産業などの企業立地を推進します。

②テクノパークの整備推進

えひめ東予産業創造センターを核として産業技術情報のネットワーク化や人材育成、企業交流を推進するとともに、新産業の創出と高付加価値産業への構造転換を推進する施設として機能強化を図り、緑豊かなテクノパークの形成を促進します。

③周辺環境に配慮した工業地の形成、工業用地の整備

工業地においては、緑化を促進し周辺環境への配慮も含めて環境との共生を図ります。

また、適地において周辺環境との調和を図りつつ新たな工業用地の整備を検討します。

④人材養成機関の集積

阿島地区周辺には、新居浜市ものづくり産業振興センターや日本溶接協会四国地区溶接技術検定委員会、日本クレーン協会愛媛支部が立地しており、本市産業を支える人材養成を積極的に推進するとともに、新居浜工業高等専門学校や新居浜高等技術専門校とも連携を図りながら、産業人材の育成を推進します

4) 住宅地区

①歩いて暮らせるまちづくりの推進

いつまでも暮らしやすいまちづくりを目指し、福祉・医療・商業等の都市機能が近傍に集積された居住誘導区域への誘導に努め、“歩いて暮らせるまちづくり”を促進します。

②密集住宅市街地の居住環境の向上

道路が狭く老朽建物が密集している防災上危険な密集住宅市街地は、防災性の向上を図るため、建替えに併せた狭あい道路の拡幅整備の誘導や、建築物の耐震・耐火化、緑

化等の推進により安全で快適な居住環境の向上を促進します。

③市街地中心部への居住の推進

人口減少が進む市街地中心部については、地区計画等を活用し、良好な住宅地の供給を促進します。

④低未利用地の有効活用

用途地域内農地の市街化を促進するとともに、未利用地を活用した賑わいや回遊性、防災性の向上となるオープンスペースの整備を検討し、居住環境の向上を促進します。

⑤多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備

自然環境との調和やユニバーサルデザイン等、多様な住宅ニーズに対応した住宅地の整備を促進します。

⑥空き家・空き地対策

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新居浜市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

5) 各種市街地整備手法

① 土地区画整理事業等の活用

駅南地区の新たな地区画整理事業については、地区的状況を総合的に勘案し、限られた財源で効果・効率的なまちづくりを進める中で、市民や関係者等の理解と協力を得ながら導入を検討します。

② 地区計画等の導入

地域の特性に応じ、快適な都市環境の創出を図り、道路や公園などの地区施設の整備や建築物等の規制・誘導を行うため、地区計画の導入を検討します。

また、密集住宅市街地においては、防災再開発促進地区への指定を検討します。

③ 建築協定、景観協定等の活用

地域住民が自主的に良好なまちなみの維持・改善を求めて締結する建築協定、景観協定等については、良好なまちなみ環境の維持・改善のみならず、市民のまちづくりへの啓発にもなることから、積極的な支援を図ります。

④ 特別用途地区の適用の検討

地域の特性や防災上の必要性に応じ、住環境の保護又は工業等の利便の増進を図るため、用途地域に併せて特別用途地区の適用を検討し、安全で快適な市街地の形成に努めます。

市街地整備方針図



凡 例	
区分	項目
市街地整備の方針	用途地域
	都市機能誘導区域として整備
	居住誘導区域として整備
	商業・業務地区として整備
	周辺環境に配慮した工業地区として整備
	住宅地区として整備
	近隣商業地として整備
	行政文化商業・業務地（都市コミュニティ、行政・文化核）の形成
	中心商業・業務地として整備
	新都心商業・業務地としての整備・充実
市街地整備の方針	都市型商業・業務地としての整備・充実
	土地区画整理事業地区及び検討地区
	用途地域等の推進
	丘陵地
	複合山地
	山間地
	主要幹線道路
	主要幹線道路（計画）
	鉄道・駅
	河川
市街地整備の方針	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区域

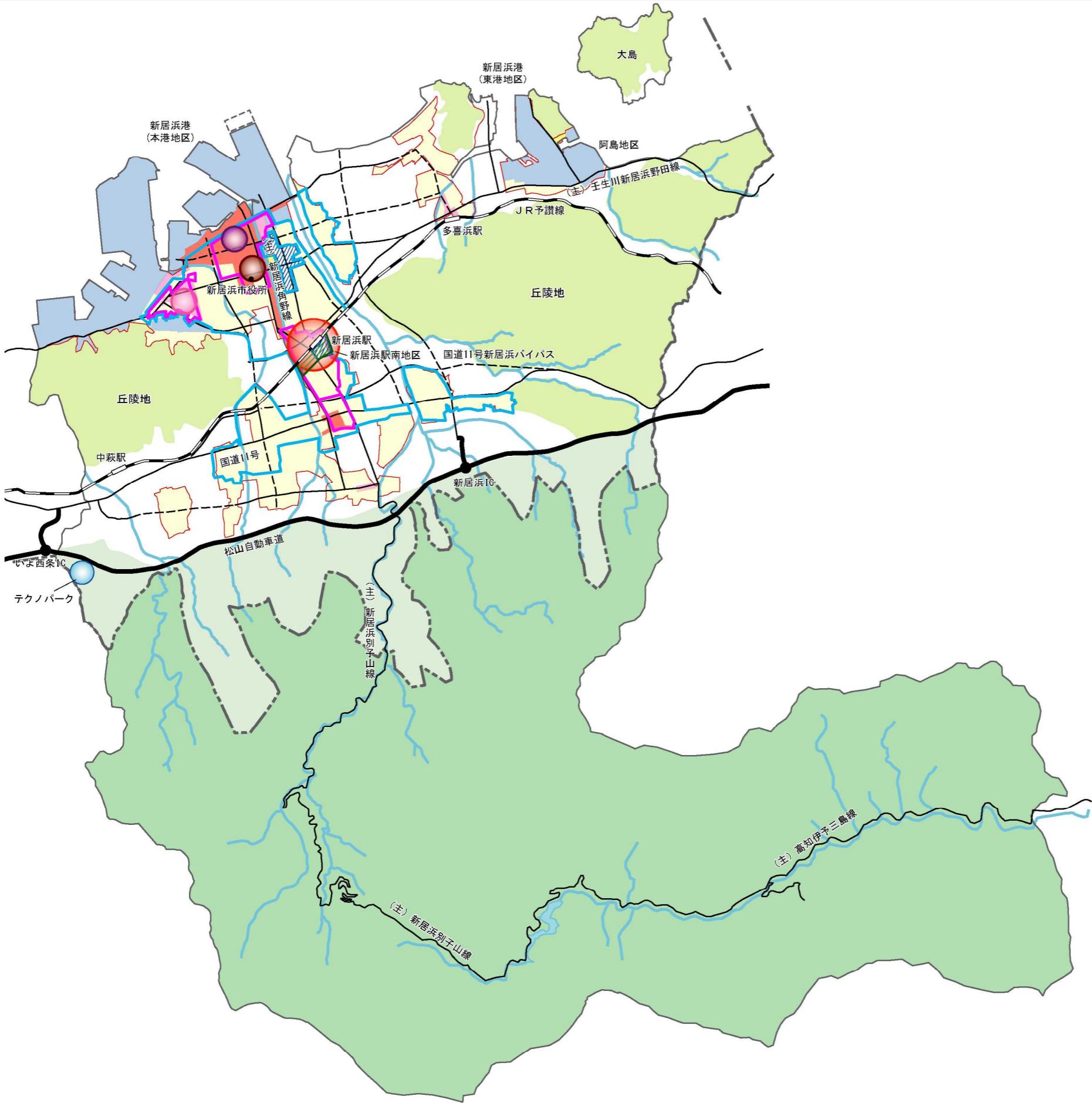


図 市街地整備方針図

(2) 交通関連施設等の整備方針

1) 道路

①都市計画道路の見直し

人口減少や少子高齢化社会の本格化、経済の低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画道路のうち整備の見通しが立っていない路線について、都市計画道路の必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について総合的に判断し、「存続」「変更」「廃止」の方向づけを検討します。

住民との合意形成などを図った上で、「存続」「変更」「廃止」の方向づけをし、都市計画の変更を行い、計画的な整備を推進します。

②東西方向の交通軸の強化

国道 11 号の渋滞緩和や他地域とのアクセス性の向上など地域間の交流を促進するため、市街地の東西を結ぶ(都)新居浜バイパス線、国道 11 号、(都)上部東西線、(都)西原松神子線を東西の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

③南北方向の交通軸の強化

(主)新居浜別子山線、(都)西町中村線、(都)郷桧の端線、(都)高木中筋線、(都)宇高西筋線、(一)金子中萩停車場線を南北の主要軸と位置づけ、これら路線の整備を推進します。

④高速交通網へのアクセス性の向上

高速道路へのアクセス性の向上を図るため、新居浜インターチェンジと直結する(都)郷桧の端線、(都)上部東西線、(都)宇高西筋線の整備を推進します。

⑤歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

道路整備においては、歩行者・自転車の安全性を確保するため、車道と分離された歩道や自転車通行帯の整備を推進します。

歩行者空間の整備はユニバーサルデザインの理念に基づき、段差の解消等により安全性と快適性の向上を図り、人にやさしい歩行者空間の整備を推進します。

自転車走行空間については、自転車・歩行者専用道路となる特殊街路（以下(特)とする）中央環状線、(特)新須賀山根線について整備を推進するとともに、一般道の自転車走行空間の整備とあわせて、自転車ネットワークの構築を推進します。

⑥都市環境や老朽化に配慮した道路の整備

環境負荷の軽減や環境共生を図るため、沿線緑化の推進と、透水性舗装の敷設、電線類の地中化等の検討を行い、潤いのある都市環境の創出を推進します。

また、道路の老朽化対策として、これまでのような大規模な修繕や架け替え（事後保全）から、定期的に橋りょう点検を行うことにより現状を把握し、早い段階で修繕を行う予防保全型の維持管理（アセットマネジメント）を進めることにより、道路・橋りよ

うの「長寿命化」に努めます。

身近な生活道路についても、幅員が狭小で防災・居住環境等の面から問題がみられる地区については、適正な整備に努めます。

2) 公共交通

①鉄道

交通・交流拠点であるJR新居浜駅周辺の活性化の推進、踏切対策等により、整備を推進します。

JR中萩駅、多喜浜駅についても地域の交通・交流拠点として交通弱者が快適に利用できるようバリアフリー化を促進します。

市民の生活の利便性を図るため、JR予讃線の運転本数の増加、及び鉄道の高速化についてJR等の関係機関に働きかけていきます。

②渡海船・バス等

都市機能の集約を目指す都市拠点と周辺地域を連絡する公共交通として、JR新居浜駅等を結節点とする路線バスの円滑な運行や効率よく都市拠点へアクセスするバス路線網の見直しを民間バス事業者の協力を得て促進し、いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進します。

高齢化社会に対応した新たな公共交通（デマンドタクシー）、過疎山間部「別子山」との交通手段（別子山地域バス）について、利用状況等も踏まえつつ、住民の利便性の向上に配慮し継続的確保を図るよう努めます。

人と環境にやさしいバス運輸体系の確立のため、低床低公害型車両の導入や、屋根やベンチのあるバス停の設置等によるバス待ち環境の向上について関係機関に働きかけていきます。

ICTを活用してマイカー以外の移動をシームレスにつなぐ取組み（MaaS）など、公共交通機関の効率化と新しい移動サービスの提供を図る取組みを検討していきます。

渡海船は、安定的な運営に向けて船舶や運航計画の見直しを検討します。.

3) 駐車場・駐輪場

①商業・業務地における適正な時間貸駐車場の推進

本市の市街地中心部では、生活と密着した中心商業・業務地の形成を目指し、利用者のニーズに即した利便性の高い駐車場・駐輪場の整備を推進します。また、あわせて民間活力の導入を促進します。

また、沿道型店舗についても、駐車場、駐輪場の整備を促進します。

②鉄道駅・バス停等の交通・交流拠点における駐車場・駐輪場の整備

自家用車や自転車から公共交通機関への乗り換えの利便性の向上を図るため、駅やバス停周辺において駐車場や駐輪場の整備を促進します。

4) 港湾

①港湾施設の強化

近年の経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ船大型化を初めとした変化に対応するため、新居浜港における物流機能のより一層の強化・充実を図ります。あわせて、臨港道路及び橋梁などの港湾施設の老朽化・耐震対策等を推進します。

②みなとオアシスマリンパーク新居浜の維持・管理

みなとオアシスマリンパーク新居浜は、海洋性レクリエーション施設の拠点であることから、今後も適切な維持・管理に努めるとともに、港のにぎわいの創出を推進します。

③運行環境の整備

新居浜港東港地区からは、神戸港行の定期船が就航しており、本市と関西圏との物流を中心とした交通アクセスの一翼を担っています。今後も引き続き航路の維持を図るとともに鉄道、バス、自動車交通等との利用バランスに配慮した運行環境の整備を促進します。

交通関連施設等整備方針図

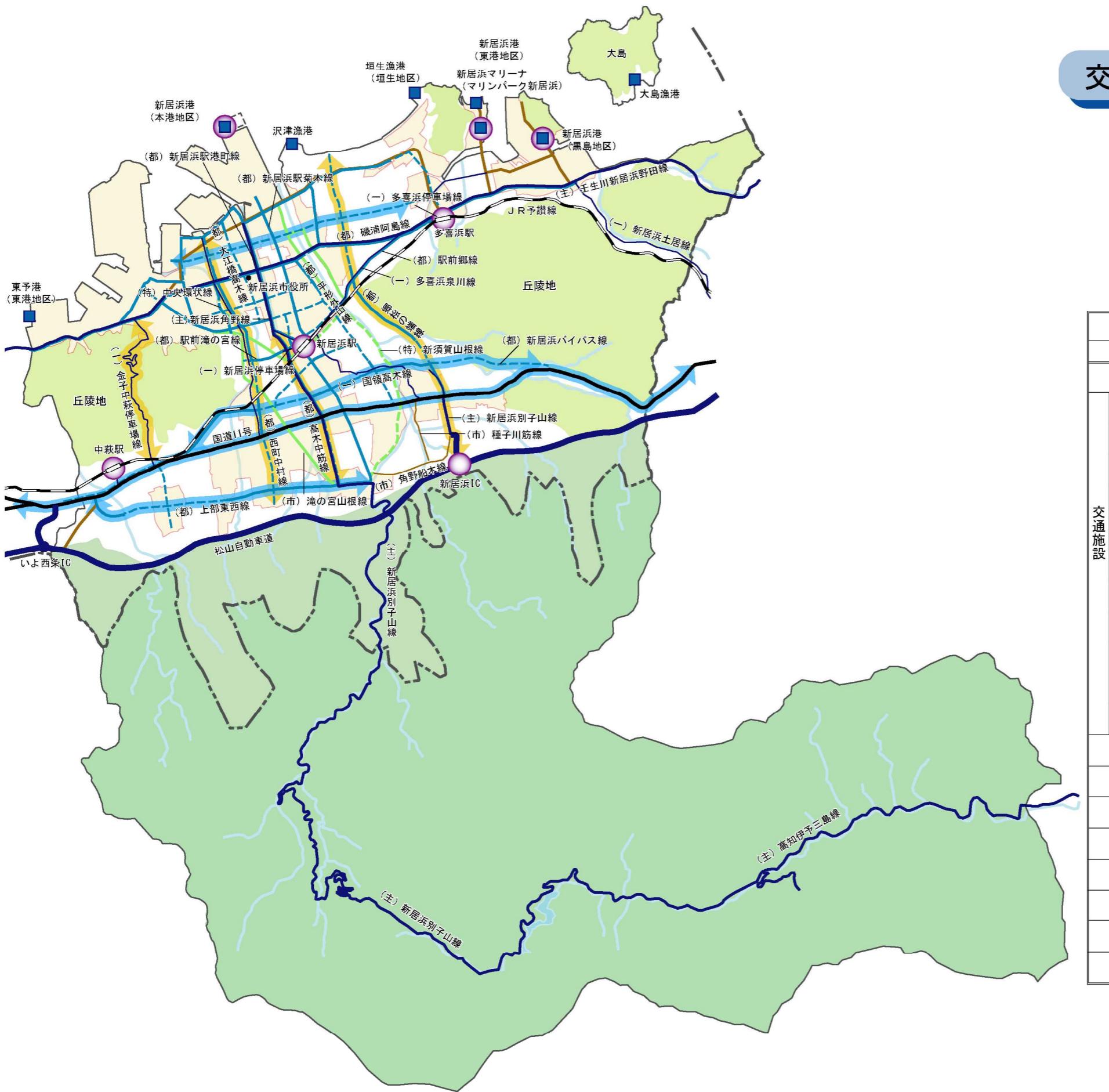


図 交通関連施設等整備方針図

凡 例	
区 分	項 目
	用途地域
交通施設	東西軸
	南北軸
	高速自動車道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	都市計画道路（整備済、一部供用開始含む） " (未整備)
	その他道路（整備済） " (未整備)
	自転車歩行者道（整備済） " (計画)
	交通・交流拠点
	港
	鉄道・駅
	丘陵地
	複合山地
	山間地
	河川
	公有水面埋立地
	都市計画区域
	行政区域

(3) 公園・緑地関連施設等の整備方針

1) 公園・緑地の整備・拡充

公園整備については、市民のレクリエーションに対するニーズや都市景観の創出に加えて、防災拠点としての機能も考慮し、計画段階から市民参加を促し、住民と行政の協働による整備を推進します。また、新たな公園の整備においては、借地方式の活用や民間活力による公園整備を検討するとともに、公共施設の再編等で生じた未利用地等を活用するなど、効率的な公園の整備を図ります。

総合運動公園については、「総合運動公園構想（平成29年3月策定）」とともに、「立地適正化計画（平成31年4月策定）」に基づく都市拠点等（都市機能誘導区域）への文化・スポーツ等（都市機能誘導施設）の整備方向との役割分担・調整・連携を図りつつ、大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備を推進します。

既存の公園については、維持管理費を最も低廉なコストで実施できるよう、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを整理した「公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的な施設の更新・拡充を図るとともに、高齢者や障がい者にやさしい公園施設のバリアフリー化に努めます。

都市計画公園等については、社会経済情勢の変化に応じて、その必要性や他箇所での代替性などを踏まえ、区域等の見直しを検討します。

2) 都市緑化の推進

道路緑化、公共施設緑化及び河川環境整備等における樹種等の選定、植栽手法等により、自然環境や防災機能に配慮した都市の緑化を推進します。

特に、商業地では華やかな緑化、工場地においてはやすらぎと遮蔽機能をあわせ持った緑化を推進します。また、住宅地においては潤いとやすらぎのある緑化を推進します。

JR新居浜駅周辺は、「緑化重点地区」に指定されており、本市の「玄関口」としてふさわしい緑化を推進します。

また、市街地の都市空間にゆとりをもたせ、居住環境や都市景観の向上を図るため、空地等を生かしポケットパークなどの整備を推進します。

3) 既存緑地の保全

新居浜市の歴史や文化を反映し、新居浜らしさを伝える大島や丘陵地などの郷土景観の保全を推進します。

既存緑地において大規模な開発行為が行われる場合には、必要に応じて環境アセスメントを促進し、生態系に配慮した対応を図るよう指導していくこととします。

また、市街地内に位置する一宮神社をはじめとする神社仏閣の社寺林は、市街地のランドマークとしてだけでなく、伝統文化との結びつきが強く地区を代表する歴史的にも貴重な緑地として高く評価されていることから、今後も保全を促進します。

また、別子山地域を含む山岳地帯の森林については、水源かん養、環境保全、レクリエーション機能等多目的機能を有することと、地域の主要な産業であることから、健全

な整備保全に努めます。

4) 農地の保全と活用

都市の貴重な緑地であり、オープンスペースや生物生息区域ともなっている農地は、今後も保全を図ります。また、農業の多面的な基盤となる、農地や農業用水などの地域資源を保全し、遊休農地の適正な利用を図るため、担い手への農地の集積に努めます。

5) 水と緑のネットワークの形成

国領川をはじめとする河川や別子鉱山鉄道下部線跡については、緑化の整備を推進します。また、主要幹線道路や一般県道などについても緑化を推進し、核となる緑地を有機的につなぐことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。

湧水地は、生活に潤いをもたらす地域の文化資源としても貴重で、災害時における水の確保、環境学習、まちづくりの対象としても重要な存在であるので、湧水の保存、活用を図るため、整備・促進をしていきます。

6) 緑の基本計画の見直し

新居浜市緑の基本計画（平成 10 年 3 月）は策定から長期間経過していることから、現在の課題に対応した、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、計画の見直しを検討します。

公園・緑地関連施設等整備方針図



凡　例	
区　分	項　目
	用途地域
都市公園 計画	● 街区公園
	● 近隣公園
	■ 総合公園
	● ■ 特殊公園（歴史公園、風致公園）
	● 広場公園
	■ 都市緑地
	▲ 近隣公園
	△ 地区公園
	△ 運動公園
	▲ 総合公園
	▲ 特殊公園（歴史公園、風致公園）
	▲ 広場公園
■ 都市緑地	
○ その他の緑地等	
● 湧水地	
■ 緑化重点地区（緑の基本計画より）	
● 核となる緑地	
◀●●▶ 緑のネットワーク	
■ 丘陵部	
■ 山間部	
■ 保安林	
— 主要幹線道路	
- - - - 主要幹線道路（計画）	
— 河川	
□ 公有水面埋立地	
— 都市計画区域	
□ 行政区域	

図 公園・緑地関連施設等整備方針図

注) 街区公園(計画)は図に表記していない。
(資料: 緑の基本計画より)

(4) 河川関連施設等の整備方針

1) 治水対策の実施

市民生活の安全性を確保するため、河川改修や砂防対策の実施を促進するとともに、河川管理施設等の適切な維持及び修繕に努めます。あわせて、安全性に十分配慮した上で、治水、利水の役割を担うだけでなく、河川が本来持っている生態系の保全及び再生を図ります。

その他、水路、ため池などについても、災害の発生しやすいものについては改修を推進します。

2) 河川浄化の推進

河川の浄化を図るため、公共下水道などの下水排水処理施設整備の推進や市民の意識啓発による水質汚濁物質の使用量削減等により、国領川、尻無川等の河川をはじめとする公共用水域の水質改善等に努め、生物が豊富に生息する美しい河川環境の創出を図ります。

3) 親水空間の形成

①親水空間の創出

市街地を流れる国領川、東川、渦井川については、防災面に配慮しつつ、ユニバーサルデザインの理念が行き届いた市民誰もが川と親しむことのできる親水空間の整備に努めます。

②河川の緑地保全と緑化

国領川、東川、渦井川の河川緑地は、市街地の重要な緑地機能を果たすことから、今後も河川緑地の保全と整備を促進します。

③市民と行政の協働による河川空間の整備

市民に親しまれる河川を目指して、地域住民や市民団体等との連携強化を図り、市民参加型の河川空間の整備を促進します。

4) 各種事業の推進

国領川、尻無川、東川、渦井川等については、治水対策として、堤防や低水護岸の整備を促進するとともに、河床掘削等による河川の治水機能の維持に努めます。

また、野生生物の生息環境の保全対策等を検討しながら、市街地の豊かな自然環境の保全や子供達の自然とのふれあいを大切にした河川整備を促進します。

(5) 供給処理関連施設等の整備方針

1) 下水道施設整備の方針

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地を雨水出水による浸水、冠水などからまもるための重要な役割を果たしています。また、市民の下水道整備の必要性の認識と整備の要望が高いことから、今後も引きつづき整備を推進します。

①公共下水道の整備

公共下水道事業は全体計画区域を 4,453ha とし、その内事業計画区域は、平成 29 年度の計画変更により、2,367ha から 2,538ha へ拡大しました。令和元年度末の汚水の普及状況は、人口普及率で約 63.7%、事業計画区域面積比で約 81.3% となっています。今後も、社会情勢の変化などを見ながら、事業計画区域を見直し公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適切な維持・管理や計画的な改築・更新を推進します。また、雨水出水による浸水被害の軽減を図るために雨水施設の整備やソフト対策を検討します。

②下水道関連施設の整備、維持・管理

下水処理場及び雨水ポンプ場や管渠等の下水道関連施設は、定期的な巡視、点検により施設の健全度を把握したうえで、対策の内容や時期等をストックマネジメント計画に基づき、適切な維持・管理及び計画的な改築・更新を推進します。

③一般下水排水処理の推進

公共下水道の事業計画区域外の地域については、一般下水路の整備を推進していくとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

④循環型社会の形成

下水道バイオマス等の更なる有効活用など、循環型社会の形成を図ります。

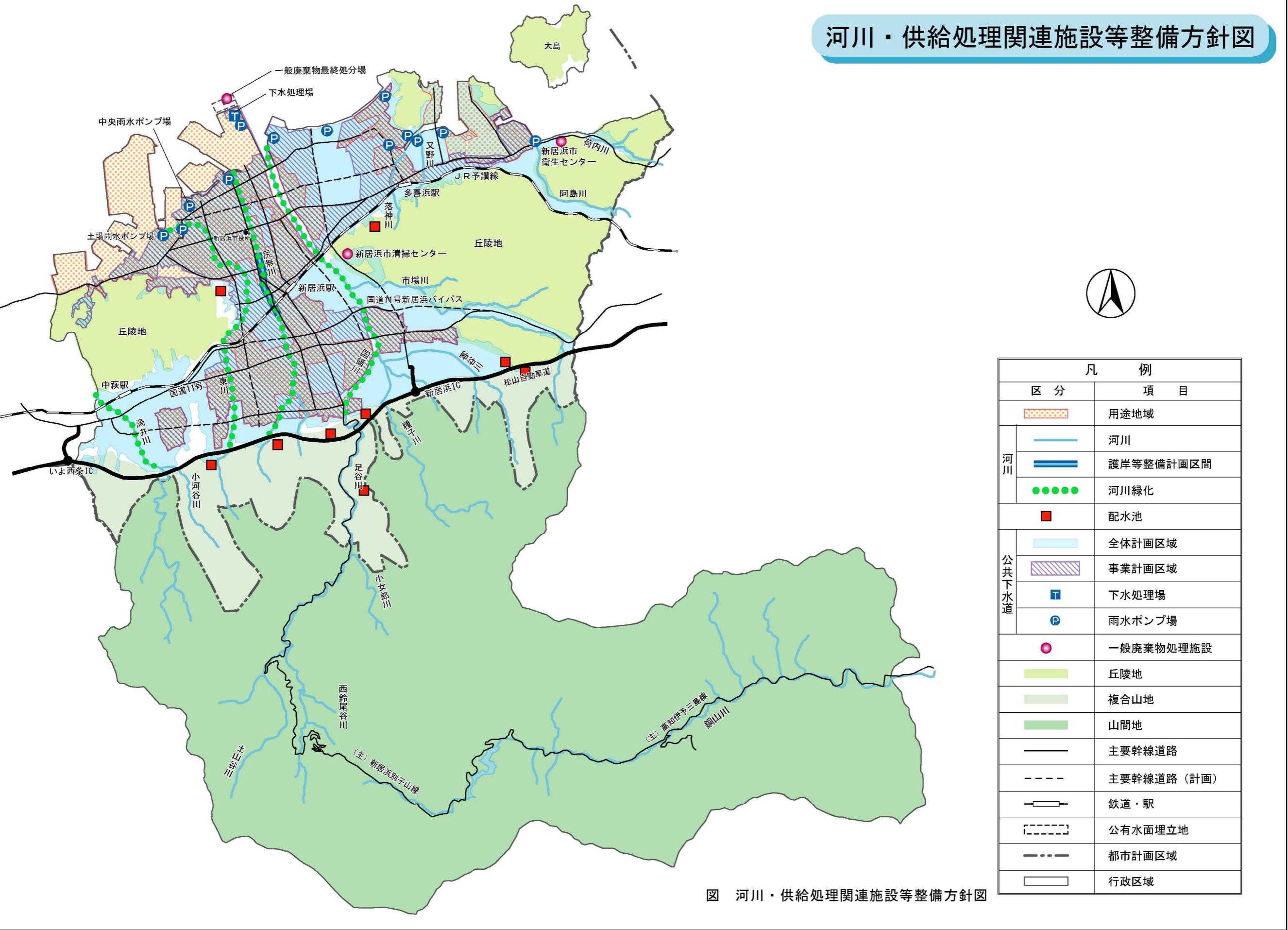
2) 上水道の整備方針

水道ビジョンの基本理念である「おいしい水を、子供たちへ～潤いのある街、にいはま～」の実現を目指し、「安心」できる安全・快適な給水を確保し、災害に強い「安定」した水道施設の整備に努めます。

3) ごみ処理施設等の整備方針

一般廃棄物処理施設の適切な維持・管理に努めるとともに、広域化・共同化を推進し、既存施設の統廃合も含め効率的な運用を図ります。

河川・供給処理関連施設等整備方針図



(6) 都市環境関連施設等の整備方針

1) 水と緑の環境保全

燧灘などの沿岸部や国領川をはじめとする河川、市街地東西に位置する丘陵地など恵まれた水と緑の環境の保全を図ります。また、これら貴重な自然を環境教育・学習や保養・休養の場として生かし、自然とのふれあいの場として創出を図ります。

2) 水環境の再生

下水道整備や生活排水対策により、水路・河川・海域など公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の地下浸透を促すために雨水浸透施設の整備を進め、水環境の再生を図ります。

また、国領川をはじめとする河川において植物を活用した河川浄化など、水と生物による循環システムの確立を図ります。

3) リサイクル・再利用への取り組み

日常生活や工場生産などに付随して排出される建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用を促進します。

現在、ごみの分別などにより生活廃棄物のリサイクルや再利用は進められていますが、さらに市民意識の向上を図り再利用製品の利用等を促進します。

その他、公園などの維持・管理時に発生する樹木の枝や落ち葉を再利用する緑のリサイクルや、工事などに伴って発生する建設発生土のリサイクル等を検討します。

4) 環境基本計画の推進と各種事業の活用

環境保全に関する総合的、計画的な施策の体系である「環境基本計画」を推進します。

また、次世代都市整備事業などの各種事業を活用し、環境と調和した都市施設の整備を推進します。

5) 水源保全対策の強化

水道事業は、水資源の恩恵を受けて水を供給していることから、清浄な水源環境の維持に努める必要があります。環境基本計画の重点施策を踏まえ、関係機関、地域住民との連携を強化して、水源汚染を未然に防止するよう努めます。

(7) 都市景観形成等の整備方針

1) 歴史的資源や景観の保存と活用

別子銅山に由来する300年にわたる近代化産業発展の歴史を本市の個性的地域資源として認識し、世界に誇れる近代化産業遺産の保存及び活用に努め、周辺環境との調和のとれた歴史的景観形成を推進します。

この重要な景観資源として、旧泉屋道と別子鉱山鉄道跡を軸とする別子往還道を歴史景観軸として位置づけ、歴史に親しみを感じられる景観の保全を図ります。

また、旧端出場水力発電所の保存整備など、別子銅山の近代化産業遺産を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭りと並んで新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。

さらに、広域連携による広域環境の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の充実を促進します。

2) 魅力ある市街地景観の創出

市街地では、住む人々が親しみ、訪れる人々が魅力を感じるまちづくりを目指し、賑わいや潤いを感じる景観形成を推進します。

特に、駅前広場及び中心商店街等へのアクセス道路となる新居浜駅港町線（シンボルロード）は、交通空間としての役割を持つ一方、環境空間としての役割を担っており、別子銅山の歴史をほうふつさせる物語性のあるまちづくりを進め、新居浜市の玄関口としての市街地景観の創出を推進します。

また、国道11号新居浜バイパスや（都）新居浜駅港町線、（都）駅前滝の宮線、（都）新居浜駅菊本線などの主要幹線道路においては、遮光や視線誘導など植栽の安全機能を活用するとともに、道路内に潤いややすらぎを持たせるため道路緑化をすすめ、屋外広告物やサインとの調和を図りつつ、良好な道路景観を推進します。

特に、都市拠点等において、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域が指定された区域においては、多くの市民や来訪者が利用する、にぎわいある拠点地区形成が目指されており、駅や公共施設周辺等を中心に良好な景観形成の規制・誘導・創出を図ります。

3) 自然的景観の形成と保全

市民に愛され親しまれている建造物や地域の郷土愛の源となっている樹木や山根公園などのゆとりを生み出す豊かな緑等の保全を図り、潤いとやすらぎを与える景観形成を図ります。

国領川、滝の宮公園、池田池公園及びマリンパーク新居浜などの水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺環境と調和した景観形成及び保全を図ります。

平野部の市街地を取り巻く田園地域においては、農地等の保全と地域景観の調和を図り、安心とやすらぎを感じる郷土景観の形成を促進します。

また、市街地の東西に位置する丘陵地は、本市の郷土景観を創出する緑地として保全を図ります。

4) 山岳景観の形成と保全

本市南部の山岳地は、愛媛県指定の自然環境保全地域があり、「アケボノツツジ」や「ツガザクラ」を代表とする高山植物群生と「橄欖(かんらん)岩」や「角閃(かくせん)岩」等による貴重な景観を呈しています。このような山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として、自然景観の保全に努めます。赤石山系の山々を囲む山岳ルートでは、四季折々の花や自然景観を楽しむことのできる「別子・翠波はな街道」の整備・保全に努めるなど、市民、団体、事業者とも協力連携して景観形成を推進します。

別子ラインや銅山川の水と緑により構成される潤いある水辺空間を景観資源とし、周辺の自然環境と調和した景観形成及び保全に努めます。

5) 景観法等を活用した協働による良好な景観保全と創出

山根公園周辺景観（山根公園、別子銅山記念館、えんとつ山、生子橋等）、市街地に隣接する近代化産業遺産景観（マイントピア別子）、沿道景観（龍河神社、青龍橋等）、自然景観（鹿森ダム）を含む区域、および自然景観である別子ダム、渓谷景勝地である銅山川を含む別子山区域について、景観法に基づく景観計画（令和2年度策定予定）に基づき、愛媛県屋外広告物条例と連携しつつ、地域の良好な景観に影響を及ぼす開発・建築等行為について届け出制度を活用した規制を図ります。

また、市内全域において、各種景観形成に資する支援制度を活用しつつ、良好な景観形成に向けた意識啓発や、美化活動（道路緑化、花植活動等）の推進など、市民・事業者・行政が連携・協働し、各地域での良好な景観形成と、わがまち・地域への愛着や誇りの醸成に向けた取組を活性化していきます。

さらに、各地域のニーズや取組を踏まえつつ、必要に応じて景観計画区域の拡大を検討し、市域の景観の保全・向上に努めます。

都市景観形成等方針図

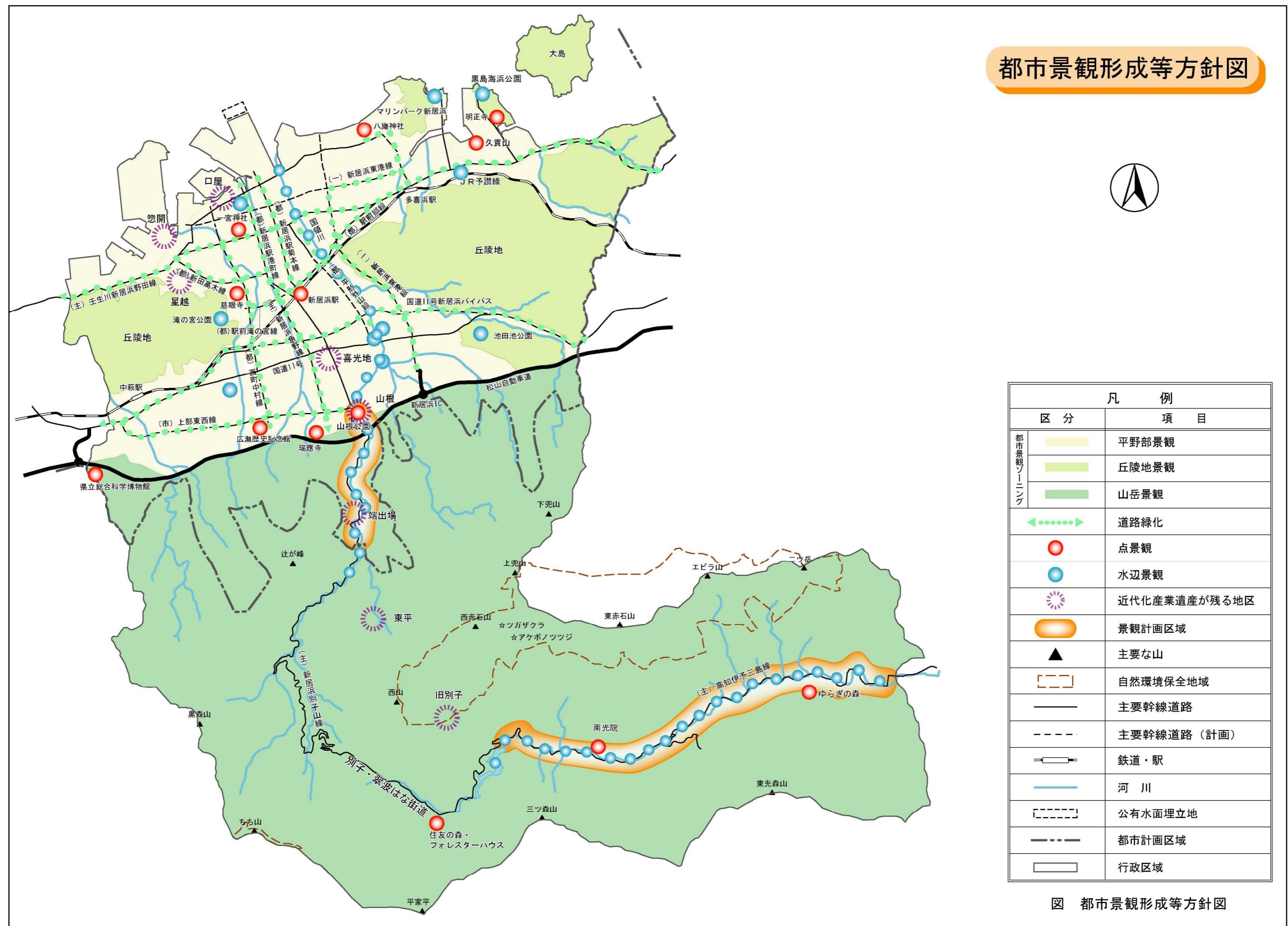


図 都市景観形成等方針図

(8) 都市防災関連施設等の整備方針

1) 都市防災構造化

①地域防災基盤の整備

浸水対策として、雨水施設の整備を推進するとともに、浸透施設による雨水流出の抑制を図ります。急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の危険箇所については、防災施設の整備を促進します。また、南海トラフ地震等による津波や高潮対策として、海岸保全施設の整備や老朽化対策を推進するとともに、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進します。さらに水門等の自動化・遠隔操作化や内水排水施設の耐水機能の確保に努め、治山・治水などの災害対策を推進します。

②避難場所等の整備

災害時の地域の避難場所となる小・中学校等の防災機能の強化を図るため、建物の耐震化や非構造部材等の耐震対策、防災設備の整備等を推進します。また、震災時の避難地となり、救援活動や復旧・復興拠点としての機能を有する防災公園の整備に努めます。

避難場所、避難路は津波からの緊急避難先として適切な場所を指定するとともに、標識等を設置するなどして日頃から市民に対し周知徹底を図ります。

③防災拠点施設の整備

地域防災拠点施設における情報基盤の多重化と機能強化を図るとともに、消防防災設備や資機材の分散配置を推進します。

通信放送施設については、非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努めるとともに、市防災行政無線施設は障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図ります。

また、沿岸地域への津波警報等の情報伝達手段の拡充を図るため、広報車、サイレン等多様な手段の確保を図ります。

④ライフラインの強化

地域防災基盤の整備と同時に電気、上下水道、電話等都市を支えるネットワーク施設の耐震性、耐浪化及び代替性の確保を促進します。また、電線類の地中化を推進します。

上水道では、水道施設の更新や耐震化を計画的に実施することや、災害時の応急給水の根幹となる配水池の適正な貯水能力を確保するなど、災害に強い上水道施設の整備を推進します。

⑤防災安全街区の構築

市街地中心部において、道路、公園等の都市基盤が整備され、行政、医療・福祉、避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設が集中立地し、相互の連携により災害時における最低限の都市機能を維持できる防災安全街区の整備を検討します。

⑥市街地の耐震耐火性の把握に基づく防災性の向上

市街地等の耐震性、耐火性や避難・消防活動のしやすさなどの判定調査等を実施し、客観的評価に基づく市街地等の耐震耐火性の把握に努めます。この結果に基づき、準防火地域の見直しの検討や、防災街区整備事業、住宅市街地総合整備事業や地区計画等の制度を活用し、防災上危険な密集住宅市街地等の防災性と消防活動性の向上に努めます。

新居浜市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性の向上を図ることを目的として、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。また、住宅の耐震化率の向上に向けた周知啓発と支援を行うとともに、危険な老朽空き家の適正管理を促進します。

⑦都市のバックアップ機能の確保

防災上危険な密集住宅市街地等の防災性の向上を図るとともに、市民等の防災まちづくり活動の促進、太陽光発電などの都市において自立可能となる機能や交通路の代替機能の確保など、総合的な施策を講じることによりバックアップ機能を持った都市の防災化を推進します。

⑧行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等の立地に関する対策

行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図ります。

2) 災害に強い交通施設の整備

①緊急輸送道路のネットワーク化

道路、橋りょう、鉄道、港湾の耐震性及び代替性の確保、ネットワークの連携強化による緊急輸送道路ネットワークの構築を図ります。

②緊急輸送道路等の整備

都市計画道路の見直しを検討する他、災害時に緊急輸送道路となるよう、(都) 新居浜バイパス線、(都) 郷桧の端線、(都) 西町中村線、(都) 上部東西線、(都) 宇高西筋線、(主) 新居浜別子山線、臨港道路の整備を推進します。また、臨海部の工業地域における火災発生時の避難経路として、(都) 新田高木線の整備を推進します。

③防災機能の強化

鉄道被災時の代替バス輸送機能確保のための駅前広場の活用や、港湾における耐震バスの維持管理と臨港道路、橋梁の改修・耐震化を進めます。また、その周辺には非常時の多機能な利用が可能な公園・広場等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を推進します。

3) 歴史的建造物の防災計画の推進

本市固有の歴史的建造物等においては火災や震災等による被害を想定し、地質、家屋調査を行い保存を行うとともに、防災計画への取り組みを検討します。

4) 防災重点ため池の老朽化・耐震対策

南海トラフ地震等に備え、ため池ハザードマップを活用し地域住民の安全確保を図るとともに、点検や耐震診断等をもとに老朽化・耐震対策を推進します。

5) 情報の開示

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所や地滑り危険箇所等の情報の開示を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域についても、危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進します。

また、防災マップや市内の大規模盛土造成地マップによる情報の開示についても、インターネット、CATV等を活用しながら周辺住民への情報公開に努め、安全対策を推進します。

6) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

①地域防災力の向上による防災まちづくりの推進

大規模災害の発生に備え、地域防災の核となる消防団の活性化を支援するとともに、消防団、防災士と協働した防災教育や各種訓練などの活動を通じて、自主防災組織や地域住民の防災・減災の意識の醸成を図り、地域防災力の強化による防災まちづくりを推進します。

②災害時要援護者への安全性の確保

阪神・淡路大震災の教訓から災害時要援護者への対応として避難ルート、避難所等のバリアフリーの整備強化を推進します。

また、情報伝達手段として防災行政無線及びコミュニティFMの放送やメールマガジンの配信、CATVの文字放送等を活用するとともに、住民、団体、事業者、行政など地域の中でのネットワークの形成に努め、ソフト面での対策を推進します。

7) 津波に強い地域づくり

①浸水の危険性の低い地域への居住地形成

愛媛県地震被害想定調査（平成25年3月）による津波浸水想定を踏まえ、浸水想定区域や浸水予測時間の情報を提供するとともに、津波による浸水の危険性の低い地域において居住地を形成するように努めます。

②津波避難計画の策定

津波浸水想定区域の中で、津波の到達時間までに、避難対象地域（津波が発生した場

合に避難が必要な地域) 外の安全な場所に避難することが困難な地域（津波避難困難地域）を推測し、必要に応じて津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設の活用、建築物や公共施設の耐浪化等による安全性の確保を促進します。

また、避難対象地域においては、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（黒島、垣生、御代島等の高台や東部、西部の丘陵地付近）の確保、安全な避難経路の指定について地域住民等との協働により計画を策定します。

③関係部局の共同による計画の策定

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努めます。

8) 災害ハザードエリアからの移転の促進

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、安全なまちづくりの総合的な対策として、災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた検討を行います。

9) 復興まちづくり計画の策定

南海トラフ大地震等の大規模災害時からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、被災後の復興まちづくりを考えながら事前準備に取り組むため、復興まちづくり計画の策定を検討します。

(9) 福祉関連施設等の整備方針

1) 「みんなでつくる福祉のまちづくり」の推進

平成 15 年 4 月施行の「みんなでつくる福祉のまちづくり条例」や令和 3 年度策定予定の「地域福祉推進計画 2021」によりハード・ソフト両面において、地域社会に住むすべての人が生活上の様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に社会参加でき、またともに支え合っていける関係の構築、充実に努めます。

2) 高齢者や障がい者等にやさしい生活環境整備

生活形態や様式の多様化に配慮して、居宅の段差解消等小規模な住宅改修支援や福祉施設などによるデイサービスやショートステイなど、安心して自立した生活ができるよう、高齢者や障がい者等の生活実態に沿って選択可能な居住環境の整備を推進します。

3) ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり

道路、公園、交通機関のバリアフリー化を総合的に展開するために、従来のハートビル法と交通バリアフリー法が統合されたバリアフリー新法（平成 18 年 6 月成立）と愛媛県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づく一体的な施設整備を図り、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

4) 高度な福祉サービスの提供

インターネットや C A T V を活用した育児・介護サービスの情報提供等を行うため、高度情報化社会に対応したインフラ整備を推進します。

5) 福祉施設の整備

障がい者福祉センターをはじめとする福祉施設全般については、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針に基づき施設のあり方を含めた整備計画等を検討・策定します。

児童養護施設「東新学園」については、老朽化が著しく、民設・民営の施設として整備促進を図ります。

(10) その他公共施設等の整備方針

1) 計画的な修繕、統廃合等への取組

小・中学校や市民文化センターをはじめとする公共施設の既存ストックについては、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、既存施設の長寿命化対策を実施します。

また、近い将来、既存施設が大量に更新時期を迎えること、一方で、生産年齢人口の減少による財政状況の悪化が懸念されることから、「新居浜市公共施設再編計画（平成30年9月策定）」に基づき、施設総量削減に向け、広く市民の理解を得たうえで、統廃合（再配置）の検討と保有施設の最適化を推進します。

2) 市営住宅

公営住宅については、計画的な建替え・改修や必要に応じた統廃合の検討を行うとともに、建替えに際しては、高齢化の進展や多様な生活様式に応じた住宅供給の整備方針に基づき、車椅子対応やエレベーターの設置など多様な居住ニーズに対応した住宅の確保を進めます。また、既設住宅の維持・改善と適切な活用を図るため、点検の強化及び早期の管理、修繕による更新コストの削減を目的とする「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進します。

周辺環境についても道路整備や緑化、バリアフリー等を総合的に行い、生活者のニーズに対応した、誰もが暮らしやすい良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。

県営住宅等についても、同様に良好な住環境の形成を関係機関に働きかけていきます。

3) 教育・文化施設等

①公共施設等の有効活用

少子化が進む中で、小・中学校等で発生する余裕教室の有効利用を図るため、保健・福祉施設、文化施設、集会所としての利用を検討します。

旧若宮小学校は地域活性化拠点施設・RCC拠点施設等として、活用、整備を行います。

また、市へ寄贈された住友山田社宅については、観光・教育・交流等の振興に資するような保存整備と活用を図ります。

②高度情報化社会に対応した学習環境の整備

高度情報化社会に対応し、教育用タブレット端末などICT機器の整備等により学習環境の整備を推進します。

③学校給食センター

学内の学校給食施設の老朽化等に対応するため、共同調理場（センター方式）体制に移行し、うち1箇所については、公設公営の学校給食施設整備を推進していきます。

4) 墓園・斎場

①墓園

市営墓地の適切な維持・管理に努めます。

②斎場・火葬場

斎場の適切な維持・管理に努めます。

第4章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域別構想では、地域の特性に応じたまちづくり方針を明示します。

地域区分については、地域特性の違いとともに、特に、立地適正化計画と連携したまちづくり推進の観点から、以下の3つの地域に区域を区分し、それぞれのまちづくり方針を設定します。

◆地域区分

- ①居住誘導区域内（都市機能誘導区域、居住誘導区域に相当）
- ②居住誘導区域外（上記居住誘導区域外の用途指定区域を含む都市計画区域内）
- ③都市計画区域外（都市計画区域外、別子山・山間地域に相当）

地域区分図

